

伊方町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 伊方町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

伊方町は、四国の最西端、豊予海峡に突き出した「日本一細長い」佐田岬半島に位置し、中央には半島特有の200m～400m級の山地が東西に連なっており、山並みの両側は急傾斜地が多い。北側はリアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持つ伊予灘に、南側は美しい砂浜を形成し、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を持った宇和海に面している。東は八幡浜市と接し、西は豊予海峡を隔てて大分県大分市と相対し、東西約33.6km、南北の最大幅は約19.2km（最小0.8km）で、総面積は93.98km²である。

年間気温は16～17℃で著しい寒暖の差がない温暖な海洋性気候に恵まれているが、冬季は北西の季節風が強く、夏季には台風の襲来を受けることがある。年間降水量は、1,400mm内外であるが、大きな河川がなく特に渇水期の水不足は深刻であったが、南予用水事業の完成により安定した水の供給が行われるようになってきた。

伊方地域（旧伊方町）は、縄文時代に開けたと推定され、奈良時代には宇和郡に属していたが、貞観8年（866年）11月宇和郡を宇和、喜多両郡に分割した際、喜多郡の所管となり、平安末期に再び宇和郡に所管替えになり、藩政時代は宇和島藩に属していた。

明治22年の市町村制施行により、伊方浦が伊方村、九町浦と二見浦が町見村となり、その後昭和30年3月、伊方村と町見村が合併して伊方町となった。

瀬戸地域（旧瀬戸町）は、隣接する三崎地域（旧三崎町）において縄文時代の遺跡が発掘されたことから、地形的に同一条件である瀬戸地域においても早くから人々が暮らしていたと推定される。戦国時代には宇和郡の西園寺氏、土佐の長曾我部氏、小早川氏、戸田氏、藤堂氏、富田氏と領地が目まぐるしく変わっていたが、藩政時代には、宇和島藩伊達氏の領地に属しており、三机地区は、参勤交代の寄港地として栄えた。

明治22年の市町村制施行により、三机村と四ッ浜村が発足、その後昭和31年6月にこの両村が合併して、瀬戸町が誕生した。

三崎地域（旧三崎町）は、古来から伊予灘を制する海的要衝として、また、九州との交流拠点として、人々の定住と往来が行われていたと伝えられている。このことは九州姫島産の黒曜石のやじりや弥生時代中期の土器等の出土品からもそのことが窺える。

藩政時代は、三崎浦と呼ばれ、宇和島伊達藩の統率下にあり、領内は10組に分けられ、三崎浦は保内組に属し、庄屋が置かれ明治初期まで続いた。

明治22年の市町村制施行により、三崎村と神松名村が発足、その後昭和30年3月に両村が合併して三崎町が誕生した。

平成17年4月1日に旧伊方町、旧瀬戸町、旧三崎町の3町が合併して、新伊方町が発足した。東西に細長く、海と山に囲まれ、限られた平坦地（入り江）に小規模の集落が点在する、“日本一細長い半島”の農・水産業の第一次産業を主体とした町である。

国道197号（佐田岬メロディーライン）が昭和62年12月に全線開通、これによって八幡浜市までの所要時間が短縮され、同一経済圏域として雇用機会、通勤等諸々の条件が改善されてきた。

平成 13 年には国道 378 号磐女ヶ峠バイパスが全線開通、また、松山自動車道が西予宇和 IC まで開通し、三崎港から松山市までの所要時間は 2 時間程度となり交流域が拡大されている。

昭和 52 年 9 月、四国で唯一の原子力発電所、四国電力(株)伊方発電所 1 号機が営業運転を開始。その後、昭和 57 年 9 月に 2 号機、平成 6 年 12 月に 3 号機が営業運転を開始。全 3 基が稼働していたが、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて平成 24 年 1 月、全基停止。その後 3 号機は原子力規制委員会による新規規制基準の審査に合格したが、1、2 号機は廃止措置を決定。現在 3 号機のみとなっている。

また、近年風力発電所の立地も積極的に行い、既に、川永田地区頂上部から西側に 12 基 (18,000kW)、二見地区の国道 197 号 (佐田岬メロディーライン) 沿いに 2 基 (1,700kW)、せと風の丘パーク周辺に 20 基 (20,000kW)、瀬戸アグリから以西に 4 基 (8,000kW)、三崎ウインドパークに 20 基 (20,000kW) の計 58 基が稼働しており、風のまち、新エネルギーのまちとしての特徴を有している。

イ 過疎の状況

本町における人口を、5 年ごとの人口減少率でみると昭和 30 年代後半から昭和 40 年代の高度経済成長期には、15%程度の高い率を示していたが、昭和 50 年以降は 6.9%~10.6%で推移し鈍化の傾向を示している。

伊方地域 (旧伊方町) では、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代には、12%前後の高い人口減少率であったが、昭和 50 年代以降は、減少率 5%~10%程度と鈍化の傾向を示している。

瀬戸地域 (旧瀬戸町) での人口減少率をみると、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代は、19%前後と高い率を示しているが、昭和 50 年代以降は、約 10%と鈍化の傾向を示している。

三崎地域 (旧三崎町) での人口減少率をみると、同様に昭和 30 年代後半から昭和 40 年代は約 15%と高い率を示しているが、昭和 50 年代後半になると 10%、更に平成 7 年からは 8%と人口の減少が鈍化している。

これは、これまでの過疎法下における社会資本整備の進展や農林漁業生産基盤施設の充実が、人口減少の歯止め対策として徐々に効果が現れてきていることがうかがえる。しかし、依然として人口は減少しており、特に若年者人口の構成比は、昭和 55 年の 16.6%をピークに減少を続け平成 17 年では 9.8%、平成 27 年では 7.8%と若年層の流出は今なお続いており、少子化・高齢化が一層進行することが懸念される。

これからは、豊かな自然環境を最大限に活用した産業振興を軸に、若者の定住化と交流の促進による地域の活性化などによる、町民生活の安定と発展に取り組む必要がある。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等に配意した社会経済的発展の方向の概要

産業構造の特徴は、第一次産業の減少傾向に対し、第二次産業は現状維持、第三次産業は増加の傾向にある。この変化は、原子力発電所の立地 (昭和 52 年 9 月 30 日営業運転開始) に伴い雇用の場が拡大されたことによる影響が大きく、建設業やサービス業の就業者の割合が高くなってきている。

農業においては、昭和 30 年代後半に芋、麦から柑橘へと転換が図られてきており、温州ミカン (露地・施設栽培) をはじめ伊予柑、清見等といった中晩柑が栽培され

周年生産体制が確立されている。

しかしながら、柑橘生産も産地間競争の激化、消費者のニーズの多様化、価格の低迷、大型台風（平成3年9月、平成11年9月、平成16年9月、平成17年9月、平成18年9月、平成19年8月）の被害等を受けた生産者の栽培意欲減退による農業従事者の減少、高齢化など厳しい状況にたたされていることから、規模拡大を志向する農業者への集積等による産地の維持が課題となっている。

旧伊方町は、芋、麦から柑橘を中心とした転換が図られてきたが、近年、従事者の高齢化と後継者問題が深刻化している。

旧瀬戸町は、昭和30年代では、麦、芋を中心とした畑作と一戸一頭の牛の飼育であった。昭和40年代には柑橘栽培に移行したが、近年は同様に、農業従事者の高齢化と後継者問題が深刻化している。

旧三崎町は、麦と甘藷が中心であったが、大正に入って夏柑（夏橙）の生産量が飛躍的に増大し、昭和56年から清見タンゴールの導入を図り、全国有数の産地となったが、近年、後継者問題や農業従事者の高齢化など深刻な問題を抱えている。

今後は基盤整備の充実はもとより、優良農地の保全、認定農業者の育成を推進すると共に、6次産業化による付加価値農業への転換、地域ブランドの確立及び販売戦略、生産流通体制の充実を推進し、産地間競争に生き残れる農業経営を目指す。

水産業においても、漁業資源の減少、漁業就労者の高齢化、後継者不足が深刻となっている中で、資源管理型漁業による稚魚・稚貝の放流事業、機能に応じた計画的な漁港施設の整備、魚礁の設置などを実施しており、漁獲物の1.5次化（加工）を促進すると共に、獲る漁業からつくり育てる漁業への転換を図っている。

また、観光振興については、豊かな自然資源を活用した体験交流型施設の整備を図り、観光・交流資源の拡充と雇用の場の確保に配慮した施策の展開が今後の課題である。

商工業について、その殆どが小規模零細な経営規模である。工業は少数の工場はあるものの、厳しい経営環境にある。また商業においても小規模小売店が主である本町にとって、人口の減少に伴う購買力の低下や近隣大型店への消費の流出により活力の低下が著しく、今後は地域ツーリズムとの連携や町内店ならではのサービスの提供等、新たなビジネススタイルの創造が重要な課題である。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

本町の人口は、平成27年9,626人で、平成17年と比較すると2,469人（20.4%）減少し、その推移は年々減少傾向となっている。

年齢階層別で見ると、平成27年では0歳～14歳が40.1%の減少、15歳～64歳が25.6%の減少、そのうち15歳～29歳の若年者層の減少は、36.8%と高くなっている。この若年者層の流出は昭和30年代の高度経済成長を契機に流出が始まり、昭和40年国勢調査において前回調査（昭和35年）対比19.9%と減少率が高くなっているが、昭和45年12.0%減、昭和50年には逆に6.7%増となっている。この時期は柑橘価格が比較的安定した時期であり、農業後継者も多く残ったのと原子力発電所立地に伴い雇用の場が拡大されたことによるものと推察される。

しかし、昭和50年代後半から柑橘輸入枠の拡大、価格の低迷等農業を取り巻く環境が悪化したことにより、その後は減少が続き、若年者層の増減は基幹産業である農業の盛衰に大きく左右されてきたことがうかがえる。また、平成27年の0歳～14歳の人口は839人と総人口に対して8.7%と低く少子化の進行が顕

著である。

一方、65 歳以上の高齢人口は、昭和 40 年の 2,926 人から昭和 45 年の 2,983 人と 1.9%の増加以降若干の増加率の減少の時期があるものの上昇を続けたが、平成 27 年には 7.0%の減少を示している。しかし、総人口に対する割合は確実に増加傾向にあり、平成 12 年には 34.2%、平成 17 年には 36.9%、平成 22 年には 39.0%、平成 27 年には 43.1%という超高齢社会を形成している。

総人口は年々減少する中で、若年者人口の減少の影響は大きく、子育て世代の人口減少に伴い出生児の減少も一段と進み、自然に高齢人口の密度が高くなるのは当然で、今後も若年者層が増加しない限り、益々高齢者比率は高くなると見込まれ過疎化の一層の進展が懸念される。

これには、農業・漁業の第一次産業の不振は勿論であるが、地理性、交通体系の遅れ、若者に魅力ある職場不足等諸々の要因が考えられ、将来は半島の特性を生かした広域的視野に立ち、新たな施策の展開が必要である。

イ 産業の推移と動向

本町の就業人口は、平成 17 年 5,912 人（総人口の 48.9%）、平成 27 年 4,753 人（総人口の 49.4%）となっており、年々減少して高齢化が進んでいる。就業人口比率は第一次産業が 32.7%、第二次産業が 17.5%、第三次産業が 49.7%で第一次産業の減少が進み、第三次産業は増加の傾向となっている。

第一次産業は基幹産業である農業が、傾斜地を利用した柑橘栽培を主体とした経営体系であり、全国的な生産過剰による価格低迷、生産資材の高騰、輸入自由化等により生産意欲は失われ、後継者不足や農地の荒廃が進んでいる。

このような時代の流れにあって、農業の再編を図るためには優良農地の保全、認定農業者の育成、情報収集と販売戦略等による経営基盤の安定化が急務である。さらに中山間地域等直接支払制度や集落営農による耕作放棄地の防止や基盤整備施設の有効活用、共同作業道・園内道整備による農作業の効率化を推進する。

水産業については、本町は南に宇和海、北に伊予灘と自然に恵まれた 2 つの好漁場を擁しており一本釣り、刺し網、小型底びき、採介藻漁業を主とした経営形態であるが、規模は零細で経営基盤は不安定な状況にある。

近年の漁業資源の減少により、獲るだけの漁業から栽培漁業への意識の転換が漁民の間に芽生え、後継者を中心に稚貝、稚魚の放流事業に取り組むとともに沿岸の漁場では魚礁、築いそ等基盤整備を進めている。

農産物、海産物を含めた一次産品の 6 次産業化、特産化を図りつつ独自のブランドをもって流通・販売の多角化を進める必要がある。

第二次産業は、公共投資を中心とした建設業及び地場産品の食品加工や縫製業が主なものである。建設業は町内に 28 社の業者があるが、国と地方の財政改革に伴い公共投資が年々削減されており、公共事業への依存度が高い建設業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。加工業・縫製業については従業員 10～20 人程度の小規模零細企業である。安定的な就業の場確保のため、企業誘致を行うことが今後の課題である。

第三次産業では、商店数が減少傾向にあり、町外に購買力が流出するなど依然厳しい環境となっている。反面、国道 197 号及び国道 378 号のバイパスの開通によって佐田岬の自然を求めて観光客が年々増加しており、観光資源の開発に伴ってサービス業の発展が期待される。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) (伊方町全体)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 30,366		人 25,819	% △15.0	人 21,896	% △15.2	人 20,392	% △6.9	人 18,753	% △8.0
0歳～14歳	12,383		9,346	△24.5	6,604	△29.3	4,849	△26.6	3,836	△20.9
15歳～64歳	15,015		13,547	△9.8	12,309	△9.1	12,406	0.8	11,688	△5.8
うち 15歳 ～29歳(a)	4,478		3,585	△19.9	3,156	△12.0	3,367	6.7	3,121	△7.3
65歳以上(b)	2,968		2,926	△1.4	2,983	1.9	3,137	5.2	3,229	2.9
(a)/総数 若年者比率	% 14.7		% 13.9	-	% 14.4	-	% 16.5	-	% 16.6	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.8		% 11.3	-	% 13.6	-	% 15.4	-	% 17.2	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,424	% △7.1	人 16,060	% △7.8	人 14,787	% △7.9	人 13,590	% △8.1	人 12,095	% △11.0
0歳～14歳	3,191	16.8	2,651	△16.9	2,216	△16.4	1,798	△18.9	1,400	△22.1
15歳～64歳	10,771	△7.8	9,614	△10.7	8,390	△12.7	7,110	△15.3	6,233	△12.3
うち 15歳 ～29歳(a)	2,605	△16.5	2,112	△18.9	1,839	△12.9	1,437	△21.9	1,187	△17.4
65歳以上(b)	3,462	7.2	3,795	9.6	4,181	10.2	4,682	10.7	4,462	△4.7
(a) /総数 若年者比率	% 15.0	-	% 13.2	-	% 12.4	-	% 10.6	-	% 9.8	-
(b) /総数 高齢者比率	% 19.9	-	% 23.6	-	% 28.3	-	% 34.2	-	% 36.9	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,882	% △10.0	人 9,626	% △11.5
0歳～14歳	1,066	△23.9	839	△21.3
15歳～64歳	5,569	△10.7	4,637	△16.7
うち 15歳 ～29歳(a)	926	△22.0	750	△19.0
65歳以上(b)	4,247	△4.8	4,150	△2.3
(a) /総数 若年者比率	% 8.5	-	% 7.8	-
(b) /総数 高齢者比率	% 39.0	-	% 43.1	-

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) (旧伊方町)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,323		人 9,924	% △12.4	人 8,736	% △12.0	人 8,965	% 2.6	人 8,502	% △5.2
0歳～14歳	4,542		3,510	△22.7	2,677	△23.7	2,287	△14.6	1,964	△14.1
15歳～64歳	5,716		5,375	△6.0	4,992	△7.1	5,537	10.9	5,342	△3.5
うち 15歳 ～29歳(a)	1,726		1,520	△11.9	1,307	△14.0	1,585	21.3	1,517	△4.3
65歳以上(b)	1,065		1,039	△2.4	1,067	2.7	1,141	6.9	1,196	4.8
(a)/総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	15.2		15.3	-	15.0	-	17.7	-	17.8	-
(b)/総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	9.4		10.5	-	12.2	-	12.7	-	14.1	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,163	% △4.0	人 7,796	% △4.5	人 7,149	% △8.3	人 6,623	% △7.4	人 6,039	% △8.8
0歳～14歳	1,719	△12.5	1,455	△15.4	1,210	△16.8	972	△19.7	763	△21.5
15歳～64歳	5,109	△4.4	4,824	△5.6	4,266	△11.6	3,700	△13.3	3,394	△8.3
うち 15歳 ～29歳(a)	1,383	△8.8	1,224	△11.5	1,012	△17.3	766	△24.3	724	△5.5
65歳以上(b)	1,335	11.6	1,517	13.6	1,673	10.3	1,951	16.6	1,882	△3.5
(a) / 総数	%		%		%		%		%	
若年者比率	16.9	-	15.7	-	14.2	-	11.6	-	12.0	-
(b) / 総数	%		%		%		%		%	
高齢者比率	16.4	-	19.5	-	23.4	-	29.5	-	31.2	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,553	% △8.0	人 4,992	% △10.1
0歳～14歳	594	△22.1	527	△11.3
15歳～64歳	3,086	△9.1	2,609	△15.5
うち 15歳 ～29歳(a)	560	△22.7	442	△21.1
65歳以上(b)	1,873	△0.5	1,856	△0.9
(a) / 総数	%		%	
若年者比率	10.1	-	8.9	-
(b) / 総数	%		%	
高齢者比率	33.7	-	37.2	-

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) (旧瀬戸町)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,261		人 6,626	% △19.8	人 5,381	% △18.8	人 4,539	% △15.6	人 4,103	% △9.6
0歳～14歳	3,598		2,615	△27.3	1,665	△36.3	1,031	△38.1	762	△26.1
15歳～64歳	3,807		3,202	△15.9	2,863	△10.6	2,660	△7.1	2,488	△6.5
うち 15歳 ～29歳(a)	933		598	△35.9	580	△3.0	644	11.0	664	3.1
65歳以上(b)	856		809	△5.5	853	5.4	848	△0.6	853	0.6
(a)/総数 若年者比率	% 11.3		% 9.0	-	% 10.8	-	% 14.2	-	% 16.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 10.4		% 12.2	-	% 15.9	-	% 18.7	-	% 20.8	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,726	% △9.2	人 3,316	% △11.0	人 3,104	% △6.4	人 2,813	% △9.4	人 2,410	% △14.3
0歳～14歳	593	△22.2	499	△15.9	428	△14.2	351	△18.0	270	△23.1
15歳～64歳	2,222	△10.7	1,848	△16.8	1,612	△12.8	1,342	△16.7	1,133	△15.6
うち 15歳 ～29歳(a)	512	△22.9	394	△23.0	375	△4.8	312	△16.8	217	△30.4
65歳以上(b)	911	6.8	969	6.4	1,064	9.8	1,120	5.3	1,007	△10.1
(a) /総数 若年者比率	% 13.7	-	% 11.9	-	% 12.1	-	% 11.1	-	% 9.0	-
(b) /総数 高齢者比率	% 24.4	-	% 29.2	-	% 34.3	-	% 39.8	-	% 41.8	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,141	% △11.2	人 1,860	% △13.1
0歳～14歳	206	△23.7	157	△23.8
15歳～64歳	1,022	△9.8	850	△16.8
うち 15歳 ～29歳(a)	177	△18.4	141	△20.3
65歳以上(b)	913	△9.3	853	△6.6
(a) /総数 若年者比率	% 8.3	-	% 7.6	-
(b) /総数 高齢者比率	% 42.6	-	% 45.9	-

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) (旧三崎町)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,782		人 9,269	% △14.0	人 7,779	% △16.1	人 6,888	% △11.5	人 6,148	% △10.7
0歳～14歳	4,243		3,221	△24.1	2,262	△29.8	1,531	△32.3	1,110	△27.5
15歳～64歳	5,492		4,970	△9.5	4,454	△10.4	4,209	△5.5	3,858	△8.5
うち 15歳 ～29歳(a)	1,819		1,467	△19.4	1,269	△13.5	1,138	△10.5	940	△17.3
65歳以上(b)	1,047		1,078	3.0	1,063	△1.4	1,148	8.0	1,180	2.8
(a)/総数 若年者比率	% 16.9		% 15.8	-	% 16.3	-	% 16.5	-	% 15.3	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.7		% 11.6	-	% 13.7	-	% 16.7	-	% 19.2	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,535	% △10.0	人 4,948	% △10.6	人 4,534	% △8.4	人 4,154	% △8.4	人 3,646	% △12.2
0歳～14歳	879	△20.8	697	△20.7	578	△17.1	475	△17.8	367	△22.7
15歳～64歳	3,440	△10.8	2,942	△14.5	2,512	△14.6	2,068	△17.7	1,706	△17.5
うち 15歳 ～29歳(a)	710	△24.5	494	△30.4	452	△8.5	359	△20.6	246	△31.5
65歳以上(b)	1,216	3.1	1,309	7.6	1,444	10.3	1,611	11.6	1,573	△2.4
(a) / 総数 若年者比率	% 12.8	-	% 10.0	-	% 10.0	-	% 8.6	-	% 6.7	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 22.0	-	% 26.5	-	% 31.8	-	% 38.8	-	% 43.1	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,188	% △12.6	人 2,774	% △13.0
0歳～14歳	266	△27.5	155	△41.7
15歳～64歳	1,461	△14.4	1,178	△19.4
うち 15歳 ～29歳(a)	189	△23.2	167	△11.6
65歳以上(b)	1,461	△7.1	1,441	△1.4
(a) / 総数 若年者比率	% 5.9	-	% 6.0	-
(b) / 総数 高齢者比率	% 45.8	-	% 51.9	-

表 1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）（伊方町全体）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	14,185人	－	13,076人	－	△7.8	11,682人	－	△10.7
男	6,705人	47.3%	6,172人	47.2%	△7.9	5,518人	47.2%	△10.6
女	7,480人	52.7%	6,904人	52.8%	△7.7	6,164人	52.8%	△10.7

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数		10,566 人	—	△9.6	10,333 人	—	△2.2
(外国人住民除く)							
男		5,057 人	47.9%	△8.4	4,950 人	47.9%	△2.1
(外国人住民除く)							
女		5,509 人	52.1%	△10.6	5,383 人	52.1%	△2.3
(外国人住民除く)							
参 考	男 (外国人住民)	14 人	19.7%	—	14 人	20.3%	0.0
	女 (外国人住民)	57 人	80.3%	—	55 人	79.7%	△3.5

区 分		令和3年3月31日		
		実数	構成比	増減率
総 数		8,752 人	—	△15.3
(外国人住民除く)				
男		4,229 人	48.3%	△14.6
(外国人住民除く)				
女		4,523 人	51.7%	△16.0
(外国人住民除く)				
参 考	男 (外国人住民)	13 人	20.0%	△7.1
	女 (外国人住民)	52 人	80.0%	△5.5

表 1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）（旧伊方町）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	6,960人	－	6,530人	－	△6.2	5,874人	－	△10.0
男	3,353人	48.2%	3,136人	48.0%	△6.5	2,804人	47.7%	△10.6
女	3,607人	51.8%	3,394人	52.0%	△5.9	3,070人	52.3%	△9.5

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数		5,431 人	—	△7.5	5,311 人	—	△2.2
(外国人住民除く)							
男		2,628 人	48.4%	△6.3	2,575 人	48.5%	△2.0
(外国人住民除く)							
女		2,803 人	51.6%	△8.7	2,736 人	51.5%	△2.4
(外国人住民除く)							
参 考	男 (外国人住民)	8 人	32.0%	—	7 人	26.9%	△12.5
	女 (外国人住民)	17 人	68.0%	—	19 人	73.1%	11.8

区 分		令和3年3月31日		
		実数	構成比	増減率
総 数		4,625 人	—	△12.9
(外国人住民除く)				
男		2,265 人	49.0%	△12.0
(外国人住民除く)				
女		2,360 人	51.0%	△13.7
(外国人住民除く)				
参 考	男 (外国人住民)	8 人	50.0%	14.3
	女 (外国人住民)	8 人	50.0%	△57.9

表 1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）（旧瀬戸町）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	2,820人	—	2,563人	—	△9.1	2,294人	—	△10.5
男	1,321人	46.8%	1,181人	46.1%	△10.6	1,085人	47.3%	△8.1
女	1,499人	53.2%	1,382人	53.9%	△7.8	1,209人	52.7%	△12.5

区 分		平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数		1,995 人	—	Δ13.0	1,964 人	—	Δ1.6
(外国人住民除く)							
男		968 人	48.5%	Δ10.8	953 人	48.5%	Δ1.5
(外国人住民除く)							
女		1,027 人	51.5%	Δ15.1	1,011 人	51.5%	Δ1.6
(外国人住民除く)							
参 考	男 (外国人住民)	6 人	13.6%	—	6 人	14.6%	0.0
	女 (外国人住民)	38 人	86.4%	—	35 人	85.4%	Δ7.9

区 分		令和3年3月31日		
		実数	構成比	増減率
総 数		1,606 人	—	△18.2
(外国人住民除く)				
男		785 人	48.9%	△17.6
(外国人住民除く)				
女		821 人	51.1%	△18.8
(外国人住民除く)				
参 考	男 (外国人住民)	4 人	8.5%	△33.3
	女 (外国人住民)	43 人	91.5%	22.9

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳) (旧三崎町)

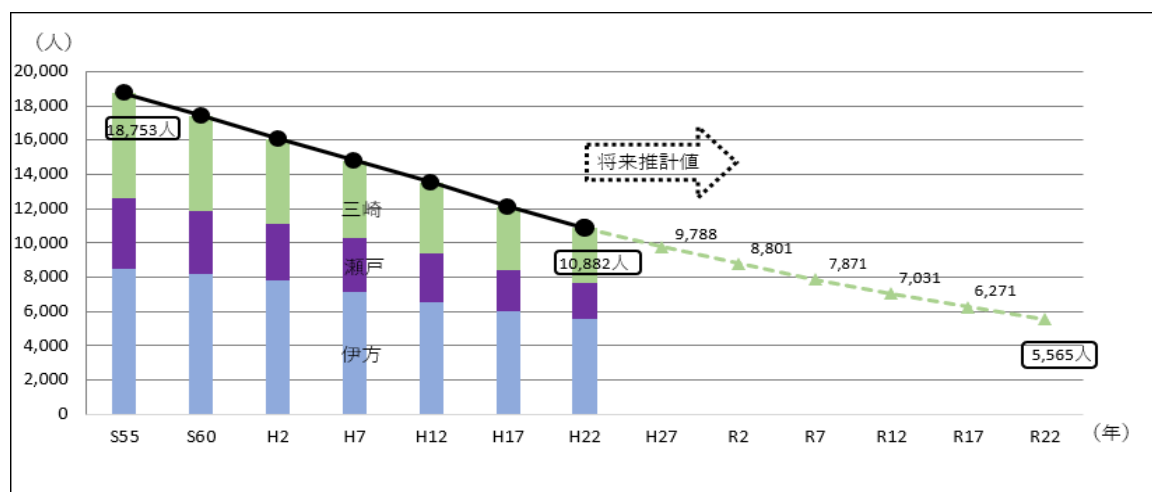
区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	4,405人	－	3,983人	－	△9.6	3,514人	－	△11.8
男	2,031人	46.1%	1,855人	46.6%	△8.7	1,629人	46.4%	△12.2
女	2,374人	53.9%	2,128人	53.4%	△10.4	1,885人	53.6%	△11.4

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	3,140 人	－	△10.6	3,058 人	－	△2.6
(外国人住民除く)						
男	1,461 人	46.5%	△10.3	1,422 人	46.5%	△2.7
(外国人住民除く)						
女	1,679 人	53.5%	△10.9	1,636 人	53.5%	△2.6
(外国人住民除く)						
男 (外国人住民)	0 人	0%	－	1 人	50.0%	100.0
女 (外国人住民)	2 人	100.0%	－	1 人	50.0%	△50.0

区 分	令和 3 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率
総 数	2,521 人	－	△17.6
(外国人住民除く)			
男	1,179 人	46.8%	△17.1
(外国人住民除く)			
女	1,342 人	53.2%	△18.0
(外国人住民除く)			
男 (外国人住民)	1 人	50.0%	0.0
女 (外国人住民)	1 人	50.0%	0.0

表1-1 (3) 人口の今後の見通し

下記の図表は、平成22年実施の国勢調査を基準に、前後30年を通して、その実績値と推計値を表したものです。将来の人口は令和22年には平成22年時点の伊方地域と同程度の5,565人まで減少すると見込まれています。



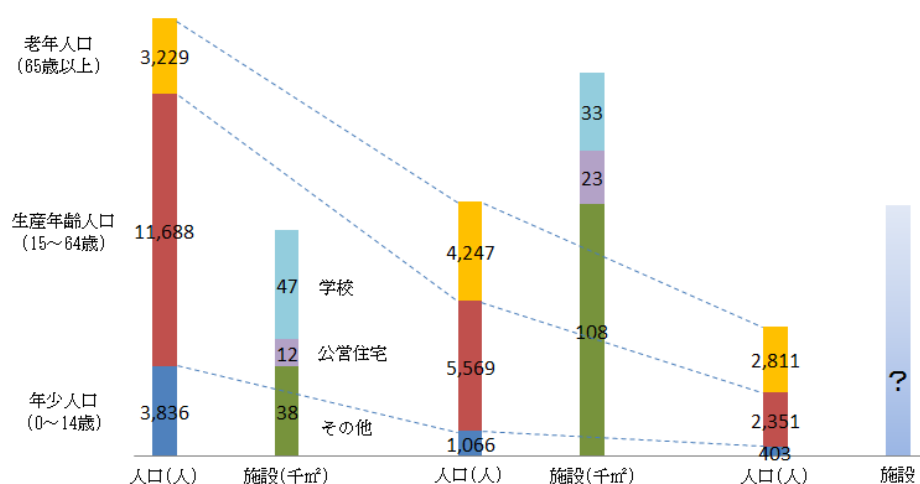
(伊方町公共施設等総合管理計画から：人口の推移 (昭和55年～令和22年))

老年人口（65歳以上）については、昭和55年から平成22年までに1.0千人増加し、平成22年から令和22年にかけては、1.4千人減少する見込みとなっています。

生産年齢人口（15～64歳）については、昭和55年から平成22年までに6.1千人減少し、さらに平成22年から令和22年にかけて、3.2千人減少する見込みとなっています。

年少人口（0～14歳）については、昭和55年から平成22年までに2.8千人減少し、さらに平成22年から令和22年にかけて、0.7千人減少する見込みとなっています。

このような人口構造の変化を、老年人口と生産年齢人口の比率で見ると、30年前の昭和55年では、老年人口1人に対して、生産年齢人口が約3.6人であったのに対して、30年後の令和22年には、老年人口1人に対して0.8人へと大きく減少、老年人口が生産年齢人口を上回ることとなっています。



(伊方町公共施設等総合管理計画から：人口と公共施設の構成比較
(昭和55年・平成22年・令和22年))

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査) (伊方町全体)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,276	% -	人 10,978	% △17.3	人 10,167	% △15.2	人 9,641	% △5.2	人 9,173	% △4.9
第一次産業 就業人口比率	% 74.6	-	% 69.1	-	% 62.2	-	% 53.1	-	% 49.4	-
第二次産業 就業人口比率	% 7.9	-	% 9.9	-	% 13.0	-	% 21.1	-	% 21.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 17.5	-	% 21.0	-	% 24.6	-	% 25.7	-	% 29.2	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,702	% △5.1	人 7,883	% △9.4	人 7,424	% △5.8	人 6,449	% △13.1	人 5,912	% △8.3
第一次産業 就業人口比率	% 48.0	-	% 42.2	-	% 42.6	-	% 37.7	-	% 35.9	-
第二次産業 就業人口比率	% 21.1	-	% 21.8	-	% 20.4	-	% 21.3	-	% 20.4	-
第三次産業 就業人口比率	% 30.8	-	% 36.0	-	% 36.9	-	% 40.9	-	% 43.7	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,312	% △10.1	人 4,753	% △10.5
第一次産業 就業人口比率	% 33.3	-	% 32.7	-
第二次産業 就業人口比率	% 17.4	-	% 17.5	-
第三次産業 就業人口比率	% 49.2	-	% 49.7	-

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査) (旧伊方町)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,885	% -	人 4,286	% △12.3	人 4,043	% △5.7	人 4,310	% △6.6	人 4,271	% △0.9
第一次産業 就業人口比率	% 70.7	-	% 64.2	-	% 57.5	-	% 39.8	-	% 35.7	-
第二次産業 就業人口比率	% 11.4	-	% 15.8	-	% 20.5	-	% 38.3	-	% 33.8	-
第三次産業 就業人口比率	% 17.9	-	% 20.0	-	% 22.0	-	% 21.9	-	% 30.5	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,092	% △4.2	人 3,992	% △2.4	人 3,638	% △8.9	人 3,278	% △9.9	人 3,091	% △5.7
第一次産業 就業人口比率	% 37.1	-	% 31.7	-	% 28.7	-	% 24.0	-	% 24.9	-
第二次産業 就業人口比率	% 27.5	-	% 27.0	-	% 26.5	-	% 29.6	-	% 24.6	-
第三次産業 就業人口比率	% 35.4	-	% 41.3	-	% 44.8	-	% 46.4	-	% 50.5	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,839	% △8.2	人 2,632	% △7.3
第一次産業 就業人口比率	% 27.8	-	% 25.8	-
第二次産業 就業人口比率	% 22.4	-	% 20.8	-
第三次産業 就業人口比率	% 49.8	-	% 53.4	-

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査) (旧瀬戸町)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,619	% -	人 2,864	% △20.9	人 2,453	% △14.4	人 2,053	% △16.3	人 1,815	% △11.6
第一次産業 就業人口比率	% 78.6	-	% 73.9	-	% 65.4	-	% 62.1	-	% 56.7	-
第二次産業 就業人口比率	% 6.0	-	% 5.9	-	% 10.6	-	% 10.4	-	% 15.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 15.4	-	% 20.2	-	% 24.0	-	% 27.5	-	% 28.0	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,758	% △3.1	人 1,365	% △22.4	人 1,438	% 5.3	人 1,183	% △17.7	人 1,076	% △9.0
第一次産業 就業人口比率	% 51.5	-	% 43.7	-	% 47.9	-	% 41.2	-	% 35.7	-
第二次産業 就業人口比率	% 20.9	-	% 22.1	-	% 19.0	-	% 19.3	-	% 22.1	-
第三次産業 就業人口比率	% 27.6	-	% 34.3	-	% 33.1	-	% 39.6	-	% 42.2	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 943	% △12.4	人 848	% △10.1
第一次産業 就業人口比率	% 34.6	-	% 33.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 21.5	-	% 19.8	-
第三次産業 就業人口比率	% 43.8	-	% 47.2	-

表 1-1 (4) 産業別人口の動向（国勢調査）（旧三崎町）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 4,772	% -	人 3,828	% △19.8	人 3,671	% △4.1	人 3,278	% △10.7	人 3,087	% △5.8
第一次産業 就業人口比率	% 74.6	-	% 69.3	-	% 63.7	-	% 57.4	-	% 55.7	-
第二次産業 就業人口比率	% 6.4	-	% 8.0	-	% 8.0	-	% 14.6	-	% 14.7	-
第三次産業 就業人口比率	% 19.0	-	% 22.7	-	% 28.2	-	% 28.0	-	% 29.6	-

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,852	% △7.6	人 2,526	% △11.4	人 2,348	% △7.1	人 1,988	% △13.1	人 1,745	% △12.2
第一次産業 就業人口比率	% 55.4	-	% 51.1	-	% 51.3	-	% 47.9	-	% 47.0	-
第二次産業 就業人口比率	% 15.0	-	% 16.3	-	% 15.6	-	% 15.0	-	% 14.6	-
第三次産業 就業人口比率	% 29.6	-	% 32.5	-	% 33.0	-	% 37.0	-	% 38.4	-

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,530	% △12.3	人 1,273	% △16.8
第一次産業 就業人口比率	% 48.1	-	% 46.9	-
第二次産業 就業人口比率	% 9.5	-	% 9.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 42.4	-	% 43.8	-

(3) 行財政の状況

ア 行政

近年、社会経済の変化、生活水準の高度化に伴い、住民の行政に対する要望は多様化・高度化してきており、これに対応すべく行政内部の機構改革、事務改善を図ってきた。

職員の資質向上のため、各種研修の実施あるいは研修会への積極的参加を推進し、職員間の意識の向上を高めるとともに、事務処理の効率化・近代化のため電算システム導入による情報化の進展を図り、行政サービスの適正化を図っている。

今後、行政に対する住民の要望は一段と多様化、複雑化することが見込まれる。

また、高齢化、情報化、国際化への対応も必要となり、これらの課題に的確に対処し、町民に信頼される行政運営を目指して、企画力や政策立案能力の形成など自治体の経営能力の向上、組織機構の改革及び人材育成に努めていく。

イ 財政

財政力の指標となる財政力指数を表1-2(1)からみると、平成16年度0.561、平成20年度0.572、平成24年度0.536、令和元年度0.54となっており、依然として財政力に乏しい地方交付税に依存した依存型体質といえる。財政規模についても、平成16年度が155億円余に対し、平成20年度114億円余、平成24年度128億円弱、令和元年度92億円余と減少しており、町財政は厳しい状況となっている。

歳入でみると、一般財源の主なものといえる町税収入の多くを占めるのが、四国電力(株)伊方発電所の償却資産に係る固定資産税であり、年々減少するため財政力指数は今後も低下の一途をたどると見込まれる。

歳出については人件費、物件費、公債費等の義務的経費があまり減少しておらず、新町建設計画に伴う普通建設事業の実施や合併調整による物件費の増加が見込まれるなど、大きく膨らむ要素を抱えている。特に人件費については、定員適正化計画の中で職員数を削減から現状維持に方針転換したことや令和2年度からの会計年度任用職員制度の施行に伴い増加傾向となっており、大幅な削減が見込めない状況となっている。

今後の財政運営に当たっては、これらの実状を勘案し、経常経費の一層の節減に努めるとともに、普通建設事業についても緊急性等を考慮し、計画的実施による財政負担の軽減に努める必要がある。

ウ 施設整備水準

公共施設の整備は、これまでの過疎法における整備計画においても積極的に推進を図り、諸々の施設の改良、改善が実施されてきた。

中でも町道、農林道等道路網整備の改良率は、昭和45年度対比昭和55年度が約3.5倍、平成12年度では約5.6倍になっている。また舗装率にいたっては、昭和55年度43.2%に対し、令和元年度末は89.7%と大幅に改善されてきた。

今後は、国道197号(佐田岬メロディーライン)と、各集落及び交流拠点を結ぶ連絡道の新設・改良が急務となっている。農林道は本町の産業振興の基盤であり、順次整備を進めてきたが、今後の生産性の向上及び優良農地保全のためにもさらに事業の促進が必要である。

上水道施設については、南予用水事業の進展と並行して、昭和59年度から安定給水に向け各地区の施設整備を実施し安定的な供給体制が確立され、水不足は解消されている。

下水道は、平成24年度に第3次下水道化基本構想を策定し、整備を進めてきており、集合処理方式による区域の拡張事業は平成27年度に完成した。今後は合併処理浄化槽の整備を推進していくが、各種下水処理施設への加入率が低い状況であり、今後はさらに意識啓発と継続的な合併処理浄化槽の設置を促進していく。

現在、すべての学校施設で耐震化が完了しているが、今後は児童・生徒数の減少や校舎等の老朽化も視野に入れ、よりよい学校環境の整備、規模の適正化を図っていく。

表 1-2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度		
	全体	旧瀬戸町	旧三崎町
歳入総額 A	15,707,702	3,380,117	3,595,643
一般財源	8,197,193	2,025,053	2,343,762
国庫支出金	1,739,556	399,046	192,584
都道府県支出金	1,298,491	425,986	378,410
地方債	781,800	354,100	149,800
うち過疎債	142,500	131,300	11,200
その他	3,690,662	175,932	531,087
歳出総額 B	14,229,131	3,272,129	3,445,009
義務的経費	4,617,604	1,122,353	1,613,354
投資的経費	5,418,565	1,111,068	715,067
うち普通建設事業	5,322,818	1,044,366	686,432
その他	3,944,122	828,386	1,078,070
過疎対策事業費	248,840	210,322	38,518
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,478,571	107,988	150,634
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,234,008	9,456	33,588
実質収支 C-D	244,563	98,532	117,046
財政力指数	0.583	0.119	0.129
公債費負担比率	31.3	22.6	30.8
実質公債費比率			
起債制限比率	10.9	11.9	13.5
経常収支比率	75.2	77.5	86.2
将来負担比率			
地方債現在高	13,922,806	3,319,815	5,202,692

区 分	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	14,091,787	11,662,182	10,786,291
一般財源	6,432,594	6,166,514	5,987,301
国庫支出金	2,501,659	2,355,752	1,775,405
都道府県支出金	1,984,546	1,331,869	1,082,743
地方債	1,384,700	858,500	641,500
うち過疎債	268,300	39,700	19,300
その他	1,788,288	949,547	1,299,342
歳出総額 B	13,705,505	11,418,821	10,528,894
義務的経費	4,092,647	3,820,735	3,568,764
投資的経費	4,742,518	2,651,115	1,991,460
うち普通建設事業	4,010,202	2,651,115	1,991,460
その他	4,870,340	4,946,971	4,968,670
過疎対策事業費	642,703	57,150	21,789
歳入歳出差引額 C (A-B)	386,282	243,361	257,397
翌年度へ繰越すべき財源 D	229,383	49,895	108,318
実質収支 C-D	156,899	193,466	149,079
財政力指数	0.570	0.531	0.523
公債費負担比率	15.4	14.2	14.3
実質公債費比率	14.3	12.8	9.9
起債制限比率	11.9		
経常収支比率	85.7	85.1	82.9
将来負担比率			
地方債現在高	13,547,217	12,500,039	11,421,056

区 分	平成27年度	平成29年度	令和元年度
歳入総額 A	10,540,411	10,833,751	9,869,171
一般財源	5,934,142	5,702,358	5,735,026
国庫支出金	1,763,899	1,793,617	835,654
都道府県支出金	814,265	1,102,829	1,068,290
地方債	621,500	1,000,900	288,200
うち過疎債	61,200	12,000	22,500
その他	1,406,605	1,234,047	1,942,001
歳出総額 B	10,249,215	10,321,753	9,243,227
義務的経費	3,355,941	3,184,880	3,041,391
投資的経費	1,964,980	1,849,959	1,517,299
うち普通建設事業	1,960,833	1,719,681	1,299,964
その他	4,928,294	5,286,914	4,684,537
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	291,196	511,998	625,944
翌年度へ繰越すべき財源 D	128,835	70,287	125,559
実質収支 C-D	162,361	441,711	500,385
財政力指数	0.51	0.53	0.54
公債費負担比率	13.4	12.7	11.8
実質公債費比率			
起債制限比率			
経常収支比率	83.1	84.8	85.3
将来負担比率			
地方債現在高	10,693,422	10,609,591	9,473,987

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (伊方町全体)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	6.6	23.6	29.4	36.7	42.8	42.8
舗装率 (%)	11.1	43.2	86.7	90.2	89.7	89.7
農道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	35.9	74.0	57.8	61.1	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.9	4.9	5.5	4.9	—	—
水道普及率 (%)	82.0	96.8	93.1	98.2	98.0	98.3
水洗化率 (%)	—	—	26.1	49.3	65.4	72.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.5	4.7	4.7	4.5	1.7	1.8

区 分	平成27 年度末	平成29 年度末	令和元 年度末
市町村道			
改良率 (%)	42.8	42.8	42.8
舗装率 (%)	89.7	89.7	89.7
農道			
延長 (m)	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—
林道			
延長 (m)	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—
水道普及率 (%)	98.1	98.1	98.1
水洗化率 (%)	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	1.8	2.0	2.1

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (旧伊方町)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	5.4	35.5	14.4	30.7	35.5	35.5
舗装率 (%)	4.2	43.8	73.9	77.3	81.8	81.8
農道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	71.6	186.3	117.5	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	10.0	9.5	10.4	—	—	—
水道普及率 (%)	—	96.8	80.1	95.5	96.1	96.1
水洗化率 (%)	—	—	16.8	34.8	71.4	71.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—	—

区 分	平成27 年度末	平成29 年度末	令和元 年度末
市町村道			
改良率 (%)	35.5	35.5	35.5
舗装率 (%)	81.8	81.8	81.8
農道			
延長 (m)	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—
林道			
延長 (m)	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—
水道普及率 (%)	97.7	97.9	98.0
水洗化率 (%)	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (旧瀬戸町)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	11.8	22.8	48.4	55.4	54.7	54.7
舗装率 (%)	20.1	39.1	89.9	93.9	94.8	94.8
農道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	22.9	24.5	30.4	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.6	1.9	4.3	—	—	—
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	99.4	99.8
水洗化率 (%)	—	3.4	23.0	47.5	64.3	69.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	17.0	—	—	2.2	8.6	9.3

区 分	平成27 年度末	平成29 年度末	令和元 年度末
市町村道			
改良率 (%)	54.7	54.7	54.7
舗装率 (%)	94.8	94.8	94.8
農道			
延長 (m)	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—
林道			
延長 (m)	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—
水道普及率 (%)	98.4	98.2	98.1
水洗化率 (%)	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	9.8	10.6	11.2

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況 (旧三崎町)

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	2.5	12.5	25.5	23.9	38.1	38.1
舗装率 (%)	9.1	46.8	96.4	99.5	92.6	92.6
農道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	13.3	11.3	25.6	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.1	3.3	1.9	—	—	—
水道普及率 (%)	93.6	93.6	99.3	99.2	98.5	99.0
水洗化率 (%)	—	—	38.6	65.7	60.6	66.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.4	5.5	9.1	0.0	0.0	0.0

区 分	平成27 年度末	平成29 年度末	令和元 年度末
市町村道			
改良率 (%)	38.1	38.1	38.1
舗装率 (%)	92.6	92.6	92.6
農道			
延長 (m)	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—
林道			
延長 (m)	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—
水道普及率 (%)	98.6	98.5	98.4
水洗化率 (%)	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0

(4) 地域持続的発展の基本方針と目標

過疎法の下において、過疎地域自立促進計画等に基づき今日までその計画実現に向けて努力を重ねてきた。その実績として生活道路、教育施設、医療施設、福祉施設、農業基盤、漁港施設、定住促進等各種事業を実施し、基盤整備の充実、人口減少の鈍化等、一定の効果は挙げられているものの、抜本的な対策とはなっておらず若

年者層の流出、少子高齢化はなお進んでいる。これらを踏まえ過疎新法に基づき、諸施策の成果を検証しながら、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図り、新たな施策を軸に総合的な定住環境整備を進め、地域のなご一層の持続的発展を目指す。

○基幹産業の振興

本町の基幹産業である農林水産業は、主要作目の価格低迷や漁獲量の減少により厳しい経営状況にあるが、培ってきた技術と長年にわたる基盤整備施設の有効活用と創意工夫によりその再興を目指す。

農業振興にあつては、農地の荒廃防止と併せて有害鳥獣捕獲の対策強化を図り、優良農地の保全に努めるとともに、認定農業者の育成支援を軸に経営改善を進める。具体的には中山間地域等直接支払制度の導入、担い手不足の解消、就農支援策の拡充、共同施設の修繕・更新に対する支援の拡大、有害鳥獣捕獲対策の拡充、農地の流動化、流通・販売の多角化等に取り組む。また農道、園内道、単軌道等の基盤整備、柑橘低温貯蔵庫、光センサー選果機導入による生産基盤の整備により営農労力の軽減を図り、女性や高齢者の就労環境整備を進め、製品の安定化を図る。

漁業振興にあつては、水産基盤である漁港施設の整備を引き続き進めると共に、沿岸漁場への魚礁・増殖（藻場）礁の設置を行い漁業資源の確保を図る。また中間育成施設を活用した稚貝・稚魚放流や養殖技術の向上を図り、「獲る漁業からつくり育てる漁業」への転換を目指す。

○交流基盤整備

本町の持つ多様な地域資源を活用し、「遊ぶ」「食べる」「癒す」「出会う」「学ぶ」「発見する」「感動する」など、都市住民の様々なニーズにマッチした体験交流基盤を整備し、交流人口の拡充による地域活力の再生を目指す。その推進施策として交流基盤の核となる佐田岬灯台、亀ヶ池温泉、風力発電施設等の周辺整備と対九州の西の玄関口となる三崎港の周辺整備を進めると共に、NPO 法人佐田岬ツーリズム協会を中心に、農商工連携による魅力的でリピート性の高い着地型体験旅行商品を開発し、交流人口の拡充に合わせて新たなコミュニティビジネスの創出に取り組む。

○少子高齢化対策

若年者層の流出により、本町の少子高齢化は深刻な状況にある。主な要因として女性の社会進出や晩婚化、都市部への人口集中等構造的な問題があり、課題解決には時間を要するが、当面次の施策を展開し少子高齢化の緩和を図る。

少子化対策にあつては、保育所の存続を基本に子育て支援機能の充実、育児の負担軽減を図るとともに、出産祝い金や奨学資金貸付による経済的な負担軽減も図る。また、結婚活動支援の促進を図るとともに定住支援対策を展開し、出生児の減少に歯止めをかける。高齢化対策にあつては、住み慣れた地域でこころ豊かに暮らせる環境整備を進める。

①町の将来像

伊方町人口ビジョンの策定により、将来人口としては令和 42 年の人口を 5,000 人程度と展望することで、積極的な人口減少対策を町全体で推進している。

また、佐田岬半島の自然と伝統文化を尊び、古くから大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力（こうろく）の心」”に抱かれながら、地域の魅力を活かして豊かに生きるという喜びが次の世代にやさしく広がる「よろこびの風薫るまちいかた」を目指す。

②土地利用

町土総面積、93.98k㎡は将来にわたって限られた資源であるとともに、町民の豊かな暮らしを支える諸活動の基盤であることに鑑み、その利用は福祉を優先させ、豊かな自然環境の保全を前提として、4つの地域別整備方針（ゾーニング）「賑わい・交流ゾーン、観光・交通拠点ゾーン、生活・交流ゾーン、自然・農業ゾーン」と2つの連携軸「広域連携軸、町内連携軸」を定めて、地形及び自然・産業・文化的要因に配慮して総合的かつ計画的に行う。

（5）計画の達成状況の評価

計画期間内における取組の成果や今後の課題等については、伊方町総合計画基本事業調査票及び伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略の活用により、財政状況などを勘案しつつ毎年度検証するとともに、目標達成に向けて着実な施策の推進を図る。

（6）計画期間

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく計画として、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

（7）公共施設等総合管理計画との整合

①目標

本計画における全ての公共施設等の整備は、伊方町公共施設等総合管理計画に適合しており、稼働率の低い施設は運営改善を徹底するとともに統合・整理についても検討する。

原則として、既存施設を60年使用し、躯体の健全性調査の結果が良好な場合は、80年以上使用することを目標とすることにより、財政負担の抑制を図る。

また、トータルコストを縮減するだけでなく、特定の時期に改修・更新等に係る財政支出が過度に集中しないよう平準化も図る。

②施設類型毎の管理に関する基本的な方針

将来の人口減少や少子高齢化の進展、施設の利用・コスト・老朽化の状況、既に取り組んでいる各分野の事務事業の見直しの経過といった様々な状況を踏まえ、上記①に掲げた目標を達成するため、各分野において内容を十分理解するとともに、横断的かつ積極的な取組によって、成果を上げることができるよう、全庁を挙げて取り組んでいく。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

本町の農林水産業は、地域経済を支える基幹産業であり、この振興に当たってはそれぞれ基盤整備や近代化施設の改善などにより、生産性の向上を図り、経営の安定化を促進してきた。しかし、主要作目の構造的不況による価格の不安定や漁場環境の悪化により地域経済を極めて厳しいものになっている。

近年の農業情勢は、海外を含む他産地との価格競争が強化・拡大されるとともに、国民の間で食糧・農業・農村に対する新たな価値観が誕生する等大きな変革期を迎えており、地域の農業を維持・発展させていくためには、このような情勢変化に対応できる農業構造改革を推進しなければならない。

本町の農業においては、人口の減少とともに農家数も減少をたどっており、平成 27 年には農家数 746 戸で平成 22 年調査時と比較すると 162 戸（17.8%）減少し、耕地面積は 897 h a で農家 1 戸当たりの平均耕地面積は 1.20 h a となっている。専業農家率は 60%を超えているものの、団塊世代の専業化が主であり、後継者不足による農業従事者の減少、高齢化とともに農地の荒廃が進展している。農業の形態は温州みかん（露地・施設）、伊予柑、清見、せとか、不知火などを中心とした柑橘専作地帯であるが、今後は農地荒廃防止や農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、基盤施設整備の有効活用および共同作業道・園内道による農作業の効率化、更には労力の軽減、高付加価値農業への転換による優良農地の保全を推進する。また認定農業者に対しては、経営改善計画への支援を行いながら経営基盤の強化を推進していくとともに新規就農者の獲得に努める必要がある。農地の集積による規模拡大、施設栽培および新品種への改植による高収益化、販売チャンネルの多角化等を進める必要がある。農家 1 戸当たりの耕作面積の増大を図るとともに収穫時の労働力確保に努める。

一方、食料の安心かつ安定した供給や農業体験、農村アメニティに対する国民ニーズの高まりに対応するためには、農村が単なる農産物の生産拠点としての性格を脱却し、農業者が特定の都市住民や町民等消費者との連携を強め、自主的な販路の開拓や産地直売、加工品の開発による高付加価値化、グリーンツーリズム等観光客との交流にも取り組んでいく必要がある。このため、地産地消や販路の開拓に努めながら果樹、畜産、水産等との分野において、農村の持つ魅力やアメニティを活かした都市住民や観光客との交流のための新たな農村生活環境の整備が必要である。

畜産部門では、伊方・三崎地域に畜産会社 1 社で養豚 7,742 頭飼育し、瀬戸地区では 1 戸の農家が肉用牛 70 頭飼育している。肉用牛については恒常的な労働力不足と、冬季は濃厚飼料に依存しているため、飼料購入費の増大が畜産経営を圧迫している。

農家数の推移（農林業センサス）（伊方町全体）

（単位：戸）

年 度	農家数	専業農家	兼業農家	第 1 種	第 2 種
昭和40年	4,430	1,120	3,310	1,287	2,023
45	3,942	724	3,218	860	2,358
50	3,531	782	2,749	947	1,802
55	3,149	866	2,283	770	1,513
60	2,744	794	1,950	608	1,342
平成 2年	2,276	814	1,462	370	1,092
7	1,938	719	1,219	354	865
12	1,302	532	770	227	543
17	1,052	472	580	184	396
22	908	497	411	100	311
27	746	450	296	87	209

農家数の推移（農林業センサス）（旧伊方町）

（単位：戸）

年 度	農家数	専業農家	兼業農家	第 1 種	第 2 種
昭和40年	1,663	299	1,364	562	802
45	1,493	191	1,302	379	923
50	1,317	261	1,056	442	614
55	1,159	264	895	378	517
60	1,027	236	791	273	518
平成 2年	877	248	629	203	426
7	769	209	560	151	409
12	508	158	350	87	263
17	412	157	255	84	171
22	364	161	203	59	144
27	319	171	148	43	105

農家数の推移（農林業センサス）（旧瀬戸町）

（単位：戸）

年 度	農家数	専業農家	兼業農家	第 1 種	第 2 種
昭和40年	1,243	469	774	305	469
45	1,040	319	721	193	528
50	912	272	640	156	484
55	835	330	505	115	390
60	716	255	461	131	330
平成 2年	541	240	301	46	255
7	459	213	246	65	181
12	293	131	162	42	120
17	230	102	128	40	88
22	203	121	82	11	71
27	160	91	69	13	56

農家数の推移（農林業センサス）（旧三崎町）

（単位：戸）

年 度	農家数	専業農家	兼業農家	第 1 種	第 2 種
昭和40年	1,524	352	1,172	420	752
45	1,409	214	1,195	288	907
50	1,302	249	1,053	349	704
55	1,155	272	883	277	606
60	1,001	303	698	204	494
平成 2年	858	326	532	121	411
7	710	297	413	138	275
12	501	243	258	98	160
17	410	213	197	60	137
22	341	215	126	30	96
27	267	188	79	31	48

農地の推移（農林業センサス）

（単位：ha）

年 度	農地面積	田	普通畑	樹園地
昭和40年	2,099	52	891	1,154
45	2,295	35	342	1,918
50	2,286	18	147	2,123
55	2,201	7	105	2,089
60	2,082	5	107	1,970
平成 2年	1,881	0	79	1,803
7	1,650	1	86	1,564
12	1,370	0	57	1,313
17	1,207	0	47	1,160
22	1,083	0	43	1,040
27	897	0	17	880

経営耕地別規模別農家数の推移（農林業センサス）

（単位：戸）

年 度	0.3ha 未満	0.3～ 0.5	0.5～ 1.0	1.0～ 1.5	1.5～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0ha 以上	農家数
昭和40年	1,575	1,156	1,293	318	70	17	1	4,430
45	1,206	859	1,204	435	151	75	12	3,942
50	964	761	1,096	408	191	87	24	3,531
55	824	606	987	396	196	114	26	3,149
60	705	473	807	386	202	138	33	2,744
平成 2年	502	392	685	331	176	149	41	2,276
7	429	336	574	286	136	134	43	1,938
12	423	292	477	226	137	109	43	1,707
17	219	191	411	182	112	100	45	1,260
22	155	170	341	171	91	83	49	1,060
27	123	139	268	134	80	63	49	856

H17から農業経営体数

本町の漁業は、西の豊予海峡、北は伊予灘、南は宇和海に面した好漁場を擁し、アジ・イサキ・イカ等一本釣り及び定置網、刺し網、底びき網漁業等漁船漁業並びにアワビ・サザエ・ワカメ等採介藻漁業が営まれている。宇和海側には、いわし機船びき網漁業でのちりめん漁が盛んである。このように漁業もまた農業と共に本町の基幹産業であるが、その殆どが小規模経営であり漁業従事者の高齢化、後継者不足及び水産資源の急激な減少、価格の低迷が深刻となっている。最近ではアワビ稚貝の放流、ヒラメ・アワビ・サザエ・アカウニの中間育成放流事業の推進を図っている。活況を呈したアジ・イサキ・ちりめん漁も一時期にとどまり、現在では水揚げ量が激減している。

漁港は、町内に19港と多く、施設整備には多大の予算を投入し順次改修、改良を進めている。漁船の大型化と漁法の近代化が進む中、今後とも更に漁港機能の充実を図る必要がある。

水産業に対しては従前から、魚礁等による人工漁場の造成、漁船・漁具に対する融資、漁港の改修、後継者の育成等を重点に振興を講じてきたが、今後も引き続きこれらの積極的推進を図るとともに、養殖漁業の推進により、「獲る漁業から、つくり育てる漁業」への転換、海産物の加工による特産品開発のための加工施設整備等施策の展開、新規就業者支援事業の推進を図る必要がある。

漁業経営体数の推移（農林水産統計年報・漁業センサス）

年 度	経営 体数	漁 船 非使用	漁 船 漁 業					大 型 定置網	小 型 定置網	その他
			無動 力船	1t 未満	1～ 3t	3～ 5t	5t 以上			
平成元年	909	33	0	299	269	219	65	2	13	9
2	917	33	0	300	277	224	59	2	14	8
3	905	30	1	303	263	228	54	2	16	8
4	884	29	1	294	249	237	52	2	12	8
5	777	5	2	263	225	213	55	1	9	4
6	780	3	0	269	234	214	44	3	9	4
7	777	9	0	256	237	210	44	3	12	6
8	747	13	0	242	214	211	45	3	12	7
9	730	15	0	233	207	208	46	2	11	8
10	617	6	4	189	279	200	31	1	2	5
11	686	11	1	209	191	210	44	1	11	8
12	662	11	1	197	185	205	45	1	10	7
13	634	11	2	179	184	199	42	1	8	8
14	849	46	3	333	207	204	41	1	7	7
15	527	2	3	130	148	197	35	1	5	6
16	525	4	1	139	139	188	42	1	5	6
17	523	5	1	135	141	185	45	1	5	5
20	397	2	2	21	106	167	33	1	8	57
25	283	3	1	8	75	114	32	0	6	44
30	218	1	0	8	41	89	27	0	7	45

（その他：船外機付漁船含む）

小売業に係る商店数等の推移（商業統計）

年 度	商店数	従業者数	年間販売額	1店当たり販売額
	事業所	人	万円	万円
昭和63年	346	763	591, 825	1, 711
平成 3年	329	716	658, 826	2, 003
6	292	651	678, 709	2, 324
9	251	566	650, 073	2, 590
12	230	555	400, 697	1, 742
16	217	524	391, 490	1, 804
19	200	482	358, 962	1, 795
26	108	307	272, 800	2, 526

※販売額の調査年度は1年度前

産業別事業所数及び従業者数の推移（事業所統計調査・経済センサス、活動調査）

年 度		総数	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス 水道業	運輸 通信業	卸・ 小売業	金融 保険業	不動 産業	サービ ス業
昭和 53年	事業所	853	8	74	51	8	35	422	3	2	250
	従業者	3,682	66	766	382	280	176	796	25	2	1,189
昭和 56年	事業所	873	8	74	62	8	32	416	3	2	268
	従業者	4,270	75	841	545	317	175	880	26	2	1,409
昭和 61年	事業所	965	5	107	82	7	30	416	3	10	305
	従業者	4,931	32	1,085	744	419	180	943	29	15	1,484
平成 3年	事業所	887	2	99	74	7	27	370	3	8	297
	従業者	4,710	17	1,228	639	350	198	904	27	10	1,337
平成 8年	事業所	828	2	101	52	11	30	333	3	9	287
	従業者	4,885	12	1,456	477	510	193	834	27	13	1,363
平成 13年	事業所	722	2	93	32	10	27	306	3	7	242
	従業者	4,648	12	1,267	255	518	236	783	21	7	1,549
平成 18年	事業所	655	2	100	33	8	20	216	3	13	260
	従業者	4,256	5	1,124	351	468	126	563	23	17	1,579
平成 24年	事業所	499	0	71	28	5	19	161	3	9	203
	従業者	3,648	0	913	357	367	157	512	24	9	1,309
平成 28年	事業所	440	0	71	29	5	16	130	3	9	177
	従業者	3,539	0	831	340	400	115	395	23	10	1,425

年 度	事業所数	従事者規模別事業所				一事業所当 たり出荷額 (万円)	従業者数 (人)
		4～ 9人	10～ 19人	20～ 29人	30人 以上		
昭和61年	39	21	9	6	3	19,717	506
平成元年	38	19	11	7	1	22,027	495
4	40	22	11	6	1	24,326	488
7	34	20	9	4	1	26,244	397
10	24	14	9	1	0	30,332	241
11	22	13	6	3	0	24,230	235
12	23	14	8	1	0	21,498	238
13	18	8	8	2	0	32,206	199
14	18	9	7	1	1	37,686	238
15	17	10	6	－	1	12,162	192
16	16	9	6	－	1	13,321	176
17	16	7	8	－	1	13,554	211
18	15	7	7	－	1	14,053	196
19	17	9	6	1	1	15,275	259
20	22	13	7	1	1	12,159	285
21	19	11	6	1	1	14,078	269
22	20	10	8	1	1	12,900	291
23	16	9	5	0	2	－	243
24	14	5	7	0	2	20,021	270
25	14	5	7	0	2	21,407	255
26	14	6	6	0	2	22,739	270
27	17	8	7	0	2	－	283
28	14	6	6	0	2	－	263
29	14	7	5	0	2	33,937	270
30	14	8	4	0	2	34,457	272

商業部門に係る小売業の推移をみると、商店数、従業者数ともに減少傾向である。1店当たり販売額も平成26年調査（平成25年度）では2,526万円と平成9年調査対比2.5%減の販売額となっている。商店数の減少については、小規模な商店で後継者がいなく廃業によるものである。これらの要因は、人口の減少に伴う購買力の低下や近隣大型店への消費の流出等であり、今後も同様の傾向が続くものと予想される。このため、商工会を中心に地域ソーリズムとの連携や町内店ならではのサービスの提供等、新たなビジネススタイルを創造し、小売業の再生に取り組む必要がある。

工業部門は、建設業、製造業が主体で平成28年調査では、事業所数100、従業者数1,171人であり、その内訳は建設業71箇所831人、製造業29箇所340人となっている。雇用の面でみると、従業者数10人未満の事業所が大半で小規模である。

農業・漁業が主産業である本町において、原子力発電所以外大きな雇用が図れる企業がなく、建設業は雇用の面で重要な役割を果たしているといえる。雇用面の拡大からみると原子力発電所の立地は一応の成果を上げているが、今後安定的な雇用の場を

確保するには地域資源を生かした産業のほか高齢化に対応した福祉関連企業等の誘致を図っていく必要がある。

観光部門について、四国の最西端佐田岬半島に位置する本町は、尾根筋を国道 197 号（佐田岬メロディーライン）が縦走し、九州別府から松山道後への広域観光ルート上にある。年間の観光入込客数は、近年 50 万人前後で推移しているが、その大半は日帰り・通過型であり、入込客の滞在時間を延長する施策の展開が課題である。また、近年の観光ニーズは「見る・食べる・買う」などの要素に加えて、訪れた地域の生活やそこに暮らす人々との触れ合いを通じて「出会う・学ぶ・発見する」などの体験要素が求められている。町では、これらの課題を踏まえ、平成 18 年 10 月に NPO 法人佐田岬ツーリズム協会を設立し、農商工連携による体験旅行商品の開発とこれを提供するネットワークづくりを進めており、今後も引き続き中核的な交流基盤整備に合わせ、地域全体で観光客を迎える体制づくりを更に進める必要がある。

本町には県管理港湾三崎港があり、三崎～佐賀間は 1 日 16 便、三崎～別府間は 1 日 4 便の定期航路が運航されていたが、別府～三崎間は平成 20 年に航路廃止となった。昭和 62 年 12 月に三崎港へのアクセス道路である国道 197 号（佐田岬メロディーライン）が全線開通。さらに、平成 11 年 2 月には、国道 378 号瞞女トンネルが開通し、九州への最短ルートである三崎～九州間の海上輸送需要が急増している。本港は海上交通拠点として重要な位置にあり、今後も観光、交通物流、産業の場として需要の拡大が予想されるため、港湾の機能充実を図る必要がある。

また、町が管理する港湾である伊方港は、古くから地域漁船の避難港としての役割を担うとともに農水産物及び生産資材、また建設資材の搬入・搬出等地域産業の物流拠点として重要な役割を果たしており、護岸、物揚場等を整備し港内施設の改良を進めてきたところであり、今後も更に施設の充実を図るため計画的な港湾整備を進める。

（2）その対策

農・漁・商工・観光が一体となり、産業同士の相乗効果による地域産業全体の成長と安定化を実現するため、県及び他市町村等との連携のもと、就業機会の拡大とともに、幅広い世代の起業や第 2 創業への意欲を高める事業環境の創出を図る。

①農業

○優良農地の保全のため、中山間地域等直接支払制度や農村環境保全向上支援事業による農地荒廃防止、有害鳥獣捕獲、基盤整備施設の有効活用、共同作業道、園内道整備に努める。また、労働力確保事業、スマート農業を推進することで農作業の近代化に取り組むとともに、安全・安心・おいしい競争力のある農産物の供給量の拡大に向けて、光センサー選果機の更新による生産基盤の強化を図り、産地間競争の激化に対応した銘柄産地の育成に努める。

○農地流動化による園地の規模拡大、施設栽培及び新品種への改植による高収益化、また、認定農業者の育成支援及び新規就業者への支援を軸に経営改善を図る。

○近年、アルバイトから就農する傾向が見受けられる。そこで、労働環境整備として山間部にトイレ整備を行うことで、他産地との差別化を図り労働力確保（アルバイト）事業を推進する。

○畜産のブランド化に努める。

②水産業の振興

○防波堤の新設・改良、物揚場、船揚場等漁港施設を整備し、漁業活動の軽労化・安全化を図る。

○漁業資源の確保を図るため、魚礁・増殖（藻場）礁等による人工漁場を整備するとともに、稚貝・稚魚の放流事業による、獲る漁業からつくり育てて獲る漁業への転

換を図りながら、漁業後継者及び新規就業者の育成もあわせて行う。

○佐田岬を代表する製品のブランド化を図るとともに、海産物を活用した特産品の開発・商品化を推進する。

③企業の誘致対策等

○旧計画で推進した風力発電事業の誘致（起業）経験を踏まえ、引き続き地域資源を活かした事業の誘致（起業）を推進する。

○高齢社会に対応した福祉関連企業の誘致を推進する。

④商工業の振興

○地域ツーリズム事業と連携した新たなビジネスチャンスの創造を支援する。

○商工会を中心とした経営改善事業や町内店ならではの消費者サービス事業を支援する。

○農商工連携による新商品の開発と販路開拓を支援する。

⑤観光業の振興

○佐田岬ツーリズム協会と連携し、魅力と個性のある体験旅行商品を開発（提供）する。

また、観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」において、佐田岬観光の情報発信を行う。

○観光交流拠点である三崎港周辺、佐田岬灯台、亀ヶ池温泉、風力発電施設等の周辺整備を推進する。

（３）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 (農業)	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 老朽化したかんがい施設の末端水利施設等の更新【三崎地区】	県	
		農業水利等長寿命化・防災減災事業 老朽化したかんがい施設の末端施設等の更新【三崎第一地区】	県	
		県営農地耕作条件改善事業 老朽化したかんがい施設の末端水利施設等の更新【瀬戸第一・第2地区】	県	
	(2) 漁港施設	四ツ浜漁港 (川之浜地区) 埋立造成測量・工事、設計委託業務等	町	
		漁村再生交付金事業 防波堤等改良事業、測量・設計業務	町	
	(4) 地場産業の振興 (流通販売施設)	道の駅改修事業 瀬戸農業公園のリニューアルに併せ、店舗等の改修、増設等	町	
		西宇和農業協同組合選果場整備事業	J A	
		農水産物処理加工施設整備事業	町	

	(9) 観光又はレクリエーション	瀬戸頂上線再開発事業 公園整備、樹木伐採	町	
		瀬戸アグリトピア改修事業 老朽化した宿泊棟等の改修	町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第一次産業)	新規就業者支援対策事業（農業） 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する。	町	
		新規就業者支援対策事業 農業・漁業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業・漁業が衰退し、農業においては耕作放棄地の拡大が懸念される中、新たな担い手を確保することにより第一次産業の振興・活性化を図るため、新規就業者に就業補助金を助成する。	町	
		労働環境整備事業（トイレ整備） 繁忙期の労働力不足は深刻であり、近隣生産地とのアルバイトの奪い合いが生じているため、山間部にトイレを整備して差別化を図り労働力の獲得につなげる。	町	
		中山間地域等直接支払 中山間地域の生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を支援する。	町	
		産業振興対策事業 急傾斜園地が大半であり、柑橘の集出荷や資材等の運搬においては単軌道に頼らざる得ない状況であり、農業の活性化を図るためには、単軌道の整備は必須となる。また、高付加価値農業のための灌漑施設整備を行い農業経営の安定、競争力のある産地づくりにつなげるとともに、産業振興の推進及び経済の活性化を図る。	町	
		鳥獣被害対策事業 近年、鳥獣被害（イノシシ、ハクビシン等）が深刻であり、農作物被害も増加しているため、鉄筋柵、電気柵の設置費用の助成を行うとともに、捕獲に対する報奨金を支出し、捕獲圧を高める。また、狩猟免許取得等に係る費用の助成を行い、捕獲体制の強化を図る	町	

		。		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (商工業・6次産業化)	つくり育てる事業 水産物の漁獲高が年々減少の一途をたどっていることから、専門家による環境調査を行い、計画的なアワビの稚貝・稚魚の放流を継続することにより、漁業資源の安定と漁業所得の向上を図る。	町	

(4) 産業振興の促進に関する事項

①産業の振興を促進する区域（産業振興促進区域）

伊方町全域

②産業振興促進区域において振興すべき業種

- 1) 製造業
- 2) 旅館業
- 3) 農林水産物等販売業
- 4) 情報サービス業等

③上記②の業種の振興を促進するために行う事業内容

本編に掲げる対策等による事業の推進を行うことにより、減価償却の特例（法第23条）及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第24条）の適用対象と位置付ける。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(農林水産施設、観光施設)

通常時の状態と異なる現象が生じていないか日常管理で常に留意し、点検結果を踏まえ、情報を共有し、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とし、徹底的な長寿命化を図る。

(漁港)

適切な機能を発揮していくため、水産物供給基盤機能保全計画に基づき対策の優先順位の設定等、計画的な修繕・更新等の方針を明確化し、老朽化が進行している施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る戦略的な維持管理・更新等を実施する。

3. 交通施設の整備、交通手段の確保及び情報化

(1) 現況と問題点

本町の道路交通は、細長い半島特有の地形のなか、山地のほぼ頂上部を東西に一般国道 197 号（佐田岬メロディーライン）が走り、八西地域の中核都市である八幡浜市や県都松山市と本町を結ぶ幹線道路となっている。この幹線道路と並行して瀬戸内海側の集落沿いには県道鳥井喜木津線、南部の宇和海側には旧国道が走り、3 線により町内の主要な道路網が形成されている。

各集落から幹線道路である国道 197 号（佐田岬メロディーライン）までのアクセス道は、順次県道ならびに町道の新設・改良整備を進め広域交通体系が確立されてきた。また町内における集落間、集落内道路についても各種補助事業の積極的導入を図り、新設・改良・舗装等事業の推進に努め、町道舗装率においては、令和 2 年度末には 92.1% となっている。また改良についても、主要町道を中心に拡幅等改良を実施しているが、改良率 50.1% と低位であり、半島部特有の地形により依然として幅員が狭くかつ線形不良による交通の難所が多く、さらなる改良整備が必要である。

また、地区内生活道路においても未整備の箇所が多数あり、高齢化が進む中、緊急時の不安解消を図るため傾斜地集落内への車輛乗り入れを可能とする道路整備の必要がある。

農林道は、土地改良事業、農業構造改善事業、町単小規模道路整備を実施し、農林業の生産性向上に大きく貢献してきた。今後も引き続き農林道の整備を図り県道、町道等幹線道路との効率のよい接続により、地域の活性化や地域間交流を促進するための道路整備を推進する。また、共同作業道、園内道整備により樹園地内に網の目状に道路を通し、農作業の近代化を図る必要がある。

公共交通は、民間の路線バスが運行しており、国道 197 号を伊予鉄バスが、宇和海沿いには伊予鉄南予バスが運行しているが、利用者数の減少に伴い便数が減少傾向にある。このため、誰もが利用しやすい町独自の公共交通システムを整備することから、従来のデマンド交通に代えて、令和元年 10 月からスクールバスを活用した地域巡回バスの運行を開始したところである。今後改善を行っていくことで、さらなる利便性の向上を図る。

行政情報の伝達や緊急時の告知広報については、防災行政無線が町内全域に整備されており、また（一財）八西 CATV による CATV 放送（平成 3 年 6 月開局）によって地域情報の提供が図られている。

今後とも地域のニーズに対応し、町民誰もがやさしく利用できる各種情報システムの構築や、地域に密着した八西 CATV を積極的に活用した高度情報化施設の整備、行政運営の合理化・迅速化を図るため、電子自治体化を推進する。

佐田岬半島地域は、国道 378 号磬女トンネルの開通や高速道路の南予延伸により、移動の時間短縮が図られ、地域間が高速交通化されることにより交流範囲が広がり、交流人口の増加が見込まれることから、年間を通したイベントの開催や物産展、ホームページ等による情報発信を行い、農業・漁業体験やエネルギー施設等豊かな自然環境に親しむことのできる、ふれあいを大切にした都市住民との交流拡大を図る。

また、国際感覚溢れる人材育成と地域づくりに向け、中学生海外ホームステイの実施や外国学生の受け入れなど、積極的な国際交流活動を推進する。

(2) その対策

社会インフラ整備は、快適な暮らしを支える基礎となることから、県及び他市町村等との連携のもと、その実現に向けて計画的に推進するとともに、自然と暮らす”真

の豊かさ”を実現できる定住環境を目指す。

①県道、町道

○旧国道及び県道の拡幅改良と安全施設の整備を進め、幹線道路としての機能強化を図るとともに、町内連携軸として集落から国道 197 号（佐田岬メロディーライン）へ接続する生活道路の新設及び改良、地区内生活道路の新設等による地区内道路網の整備、交流・レクリエーション拠点である観光地、公共施設等を結ぶアクセス道路の整備を進め、安全でかつ生活に密着した道路整備を行う。

②農林道の整備

○生産基盤の近代化を図るとともに、県道、町道等幹線道路との関係により多目的に利用する。

③交通手段確保対策

○民間路線バスは、高齢者や通学者にとって重要な交通手段であるため、現路線の維持・確保に努める。

また、現行のスクールバスを活用した地域巡回バスのさらなる利便性向上を図るための検討を継続して行う。

④電気・通信施設の整備

○多種多様な住民ニーズにあった公共分野の情報サービス提供施設の整備、八西 CATV を活用した高度情報ネットワーク事業により、各種証明書自動交付、公共施設予約システムなどを推進し、情報機器に不慣れな人でも利用しやすい情報技術環境づくりを進め、高度情報化社会に対応した整備を行う。

（３）事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 交通施設の整備、交通手段の確保及び情報化	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	町営バス事業 民間バス路線の便数減を補完するための町独自の交通体系を充実させ、住民の移動に関する利便性向上を図る。	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

（道路）

橋梁、トンネル等については5年に1回、近接目視による点検を行い、舗装、照明柱等は点検結果により、経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定し、更新することを検討する。施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施する。

（農道・林道）

通常時の状態と異なる現象が生じていないか日常管理で常に留意し、点検結果を踏まえ、受益者と情報を共有し、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とし、徹底的な長寿命化を図る。

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

本町は、半島特有の急峻な地形であるため、自然水源に乏しい環境で渇水期の水不足は深刻であったが、南予用水事業の伸展により、昭和 63 年には伊方地区の受水が始まり、瀬戸地域、三崎地域へと延伸され、各地域において順次施設整備に取り組み、平成 4 年 8 月に上水の安定供給が確保され、水不足は解消されたが、人口の減少とともに給水人口も平成元年度 16,231 人に対し令和 2 年度 8,646 人と減少している。

施設整備は推進され、普及率は令和 2 年度 98.1%となっており、上水道の普及をさらに進める。また、今後は施設の老朽化による破損等が多くなることが予想され、施設の耐震化及び計画的な修繕・更新により有収率の向上を図り安定供給に努める。

給水人口及び普及率

年 度	給水人口	普及率 (%)	年 度	給水人口	普及率 (%)
平成元年	16,231	97.1	27年	9,889	98.1
5年	14,897	95.7	28年	9,649	98.2
10年	13,465	93.9	29年	9,375	98.1
11年	13,464	94.9	30年	9,094	98.2
12年	13,762	98.2	令和元年	8,857	98.1
13年	13,162	95.6	2年	8,646	98.1
14年	13,123	96.8			
15年	12,666	95.1			
16年	12,800	97.7			
17年	12,381	97.7			
18年	12,120	97.9			
19年	11,868	98.0			
20年	11,647	97.9			
21年	11,446	98.0			
22年	11,187	98.0			
23年	10,873	98.2			
24年	10,740	98.3			
25年	10,456	98.3			
26年	10,223	98.3			

集落の生活排水施設は、旧町単位で策定された下水道化基本構想に基づき伊方地域では、特定環境保全公共下水道事業を平成14年度から事業に着手し平成27年度に完成、漁業集落排水事業を平成11年度から事業に着手し、平成23年度に完成、集合処理区域外においては浄化槽市町村整備推進事業で合併処理浄化槽の設置を推進している。瀬戸地域では、平成7年度に佐田岬頂上開発処理場が稼働、平成16年度から浄化槽設置整備事業を浄化槽市町村整備推進事業に移行し、合併処理浄化槽の設置を推進している。三崎地域では、平成7年度から浄化槽設置整備事業に取り組み、平成19年度に浄化槽市町村整備推進事業に移行し、合併処理浄化槽の設置を推進しており、伊方町全体として、自然環境の保全、居住環境の向上に積極的、且つ継続的に取り組んでいる。

今後は、平成 24 年度に策定した第 3 次下水道化基本構想を基に各地域の実状に合わせた計画的な施設整備を推進し、生活雑排水の処理についての意識啓発を図り、海域、河川の水質改善と快適な生活環境の保全に努める。

青壮年の減少に伴い消防団員の確保に苦慮しており、施設設備の近代化と広域消防体制の充実により、団員定数を減少させ対応している。町内に非常備消防 11 分団を有し、団員数は令和 3 年 4 月現在において 490 名である。町では、老朽化した消防施設や設備、団員の装備の充実など、団員の士気高揚を図るための取組を行っている。消防団員の高齢化に伴う機動力の低下が懸念されるが、一層の施設整備と団員の教育訓練の徹底、また、地域住民への初期消火の訓練等を通し、火災予防の普及啓発を図り、地域ぐるみの火災予防強化を図る必要がある。

一般廃棄物等の処理状況

年度	ごみ排出量				ごみ処理量				
	総量	収集	直接搬入	自家処理	総量	直接焼却	焼却以外の中間処理	直接資源化	直接最終処分
平成元年	t 5,080	t 4,861	t —	t 219	t 4,861	t 3,818	t 0	t 0	t 1,043
5年	5,922	5,772	—	150	5,772	3,969	122	0	1,681
10年	4,794	4,473	172	149	4,647	3,657	196	180	614
11年	4,784	4,421	173	190	4,594	3,582	241	262	509
12年	4,922	3,992	498	432	4,490	3,068	533	171	718
13年	5,192	4,398	362	432	4,760	3,112	645	161	842
14年	4,629	3,831	568	230	4,339	2,841	339	208	951
15年	4,053	3,610	238	205	3,663	2,678	315	158	512
16年	3,996	3,426	365	205	3,791	2,464	325	361	641
17年	4,377	3,572	600	205	4,332	2,413	166	302	1,451
18年	4,374	3,958	203	213	4,161	2,350	223	337	1,251
19年	4,209	3,846	151	212	3,997	2,342	227	347	1,081
20年	3,166	2,870	99	197	2,969	2,130	170	301	368
21年	3,292	2,960	137	195	3,097	2,116	206	322	453
22年	3,253	2,840	214	199	3,054	2,159	265	392	238
23年	3,414	2,922	258	234	3,180	2,257	255	411	257
24年	3,462	2,872	333	257	3,206	2,253	243	404	306
25年	3,439	2,845	332	262	3,177	2,252	233	284	408
26年	3,386	2,809	391	186	3,200	2,261	212	501	226
27年	2,980	2,669	311	—	2,980	2,201	207	297	275
28年	2,819	2,510	309	—	2,819	2,084	194	294	247
29年	2,806	2,428	378	—	2,806	2,060	185	326	235
30年	2,736	2,312	424	—	2,736	2,059	175	317	185
令和元年	2,671	2,227	444	—	2,671	2,063	174	238	196
2年	2,626	2,489	137	—	2,631	2,006	173	240	212

年度	ごみ資源化量									直接焼却率	直接埋立率	リサイクル率
	総量	びん類	かん類	ペットボトル	プラスチック	発砲スチロール	古紙・古着等	有害ごみ	金属類			
平成元年	t —	t —	t —	t —	t —	t —	t —	t —	t —	% 78.5	% 21.5	% 0.0
5年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68.8	29.1	0.0
10年	267	0	85	0	4	—	178	—	—	78.7	13.2	5.7
11年	344	0	98	0	8	—	238	—	—	78.0	11.1	7.5
12年	453	0	185	9	2	—	251	6	—	68.3	16.0	10.1
13年	524	12	199	2	2	—	242	67	—	65.4	17.7	11.0
14年	492	9	76	5	18	—	308	76	—	65.5	21.9	11.3
15年	373	54	105	16	2	—	194	2	—	73.1	14.0	10.2
16年	666	64	109	30	5	—	440	18	—	65.0	16.9	17.6
17年	468	81	41	31	0	—	302	13	—	55.7	33.5	10.8
18年	560	97	30	22	71	—	337	3	—	56.5	30.1	13.5
19年	574	109	22	24	—	67	347	5	—	58.6	27.0	14.4
20年	471	103	25	27	—	10	301	5	—	71.7	12.4	15.9
21年	528	107	16	27	41	10	322	5	—	68.3	14.6	17.0
22年	589	92	34	27	24	13	328	7	64	70.7	7.8	19.3
23年	590	79	33	28	39	—	315	—	96	71.0	8.1	18.6
24年	550	73	23	24	26	—	290	—	114	70.3	9.5	17.2
25年	468	98	23	22	26	8	284	7	—	70.9	12.8	14.7
26年	648	61	23	32	20	3	320	8	181	70.7	7.1	20.3
27年	450	79	22	22	20	2	280	9	16	73.9	9.2	15.1
28年	439	65	20	27	25	3	282	5	12	73.9	8.8	15.6
29年	471	62	19	28	27	5	273	5	52	73.4	8.4	16.8
30年	461	56	20	24	36	3	257	5	60	75.3	6.8	16.9
令和元年	378	54	18	26	35	3	206	5	31	77.3	7.3	14.2
2年	396	57	22	27	34	11	190	5	50	76.2	8.1	15.1

令和2年度におけるごみ処理量は2,631 tで、可燃ごみは、愛媛県のごみ処理広域化計画を踏まえ、八幡浜市（八幡浜南環境センター）に委託し焼却処理を行っている。不燃ごみは一般廃棄物最終処分場で処理している。資源ごみは、廃棄物処理法に基づき分別収集計画を定め収集し、中間処理を行い処理業者へ委託して処理している。

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化は、ごみの排出量の増大や質の多様化をもたらし、環境保全の観点からダイオキシン類の発生抑制やリサイクルの推進が求められている。ごみの処理については、集めて燃やして埋め立てる処理システムから環境保全とリサイクルを中心とした循環型処理システムへと転換してきている。今後は、廃棄物の減量、処理・処分場の確保、再資源化の促進等を踏まえて適正な処理を図るべく一般廃棄物処理計画や地球温暖化対策実行計画をはじめとした諸対策に加え、環境基本条例に基づき、環境

基本計画に沿って、周辺市町との連携・協力による広域的な視点から総合的かつ効率的なごみ処理体制の構築が必要である。

なお、最終処分場については、平成 25 年度から供用開始し、令和 9 年度までの埋立計画となっているが、実際の埋立が早まっている状況であり、埋立が終了するまでに新たな最終処分場を整備する必要がある。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、収集運搬許可業者が戸別に収集し、広域の八幡浜地区施設事務組合で処理している。今後も引き続き八幡浜地区施設事務組合での共同処理を進める。また、し尿処理施設は昭和 61 年 3 月の竣工後、長年の使用により経年劣化等がみられるためリニューアルを行う必要がある。

年 度	し尿処理					水洗化率
	総 量	処理施設	その他	自家処理	浄化槽汚泥	
	k1	k1	k1	k1	k1	%
平成元年	6,933	3,219	3,555	159	—	23.9
5年	7,437	3,674	3,655	108	—	39.3
10年	7,204	4,578	0	82	2,544	48.9
11年	7,472	4,112	0	80	3,280	48.7
12年	5,695	3,015	0	65	2,615	49.3
13年	7,510	3,364	0	36	4,110	50.3
14年	7,331	3,176	0	10	4,145	52.3
15年	6,484	2,978	0	0	3,506	55.5
17年	7,051	3,493	—	—	3,558	56.4
18年	6,780	3,417	—	—	3,363	59.7
19年	6,321	2,714	—	—	3,607	—
20年	6,369	2,519	—	—	3,850	—
21年	6,954	2,632	—	—	4,322	—
22年	5,834	2,646	—	—	3,188	—
23年	5,525	2,423	—	—	3,102	—
24年	5,036	2,168	—	—	2,868	—
25年	4,764	2,196	—	—	2,568	—
26年	4,773	1,929	—	—	2,844	—
27年	4,495	2,276	—	—	2,219	—
28年	4,400	2,404	—	—	1,996	—
29年	4,208	2,206	—	—	2,002	—
30年	3,928	2,171	—	—	1,757	—
令和元年	4,083	2,477	—	—	1,606	—
2年	4,333	2,512	—	—	1,821	—

(2) その対策

自然環境保全、廃棄物処理施設、上下水道施設、生活雑排水処理施設等環境保全の基盤強化に向けて、県及び他市町村等との連携のもと、計画的な施設・設備の整備、更新を図り、効率的な事業体制を構築する。

①上水道

○上水道の普及率の向上と経年劣化していく施設の計画的な補修、更新を図る。ま

た、漏水防水対策の強化により有収率を高めるとともに経費節減に努める。

②下水道

○周辺海域環境の水質保全と良好な住環境を形成するため、下水道整備、漁業集落排水整備、浄化槽設置の普及促進など、地域の実情に合わせた計画的な排水処理施設の整備を進める。

③消防

○消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ、消防ポンプ格納庫など、施設・設備のほか、団員の活動服や防火衣など装備の計画的な整備、応援・緊急体制の確立と消防組織の充実を図りながら、地域住民と一体となった火災予防の意識啓発に努める。

また、火災や大規模災害時における消防機関の相互応援体制を強化し被害を最小限にとどめるため、八幡浜地区施設事務組合が整備する高規格救急車やはしご車、水槽付きポンプ自動車などの設備のほか、救急をはじめ、消火・救助活動などの業務にあたる職員のスキルアップを図るための訓練棟の整備など、広域的な消防事業に対する支援を行う。

④ごみ・し尿処理

○再資源化促進のためのリサイクルセンターを活用し、分別の徹底を図るとともに、ゴミの減量化とリサイクルの一層の推進を図る。

○一般廃棄物処理計画の作成と広域的な処理体制の確立を目指し、総合的かつ効率的なごみ処理体制を構築する。

⑤火葬場・墓地

○火葬場の適正運用と需要に応じた町営墓地の整備を進める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 (その他)	浄化槽市町村整備推進事業 合併処理浄化槽（5人槽、7人槽、 10人槽）	町	
	(3) 廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	一般廃棄物最終処分場整備事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	し尿処理施設整備事業	八幡浜 地区施設事務 組合	
	(3) 廃棄物処理施設 (清掃運搬施設等)	塵芥収集車整備事業	町	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 消防ポンプ自動車	町	
		消防施設整備事業 小型動力ポンプ積載車	町	
		消防施設整備事業 小型動力ポンプ	町	
		消防施設整備事業 消防ポンプ格納庫（設計・更新）	町	
		消防施設整備事業 高規格救急自動車（1台）	八幡浜 地区施設	

			設事務 組合	
		消防施設整備事業 災害対応特殊水槽付消防ポンプ 自動車	八幡浜 地区施 設事務 組合	
		消防施設整備事業 高規格救急自動車用資機材	八幡浜 地区施 設事務 組合	
		消防施設整備事業 30m級はしご付ポンプ自動車オー バーホール	八幡浜 地区施 設事務 組合	
		消防施設整備事業 水難救助車（1台） 広報車（1台）	八幡浜 地区施 設事務 組合	
		消防施設整備事業 訓練棟他	八幡浜 地区施 設事務 組合	
		消防団装備事業 防火衣一式 救命胴衣	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

（上水道）

施設機能を保持するよう、定期的な点検により破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新等を実施し長寿命化を図り、地震発生時の被害を最小限に抑えるため、耐震管の整備については運用上重要度が高く代替機能のない基幹管路、拠点医療施設や災害対応活動の拠点施設への管路などを最優先に取り組む。

（下水道）

定期的な点検により施設の破損状況や劣化状況等を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新等を実施し長寿命化に取り組む。

（消防防災施設）

消防団員が日常の点検を実施し、異常があれば町に報告する体制となっている。詰所の更新は更新計画を策定し計画的に更新する予定としている。また、施設数は公平性や部の再編の検討により削減を図る。

（廃棄物処理施設）

安定的な稼働のため、設備の定期的な点検調査の実施等に基づく計画的な補修・整備により、長寿命化を推進する。

5. 高齢者等の保健・福祉の向上及び子育て環境の確保

(1) 現況と問題点

本町における65歳以上の高齢者の人口は、令和3年3月31日現在（住民基本台帳）で4,188人となっている。

高齢者が占める割合は県平均 32.84%に対して、47.50%（県下2位）と非常に高い数値を示している。（令和3年4月1日現在）

また、少子化が進む中、人口減少抑制の重点施策として「子どもを産み、育てやすい環境の整備」が求められていることから、出生率の維持・向上と安心して育てていける環境づくりのための支援が必要である。

総人口に対する高齢者の割合（国勢調査）

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口 (人)	伊方町	16,060	14,787	13,536	12,095
	愛媛県	1,515,025	1,506,700	1,493,092	1,467,815
高齢者人口 (人)	伊方町	3,795	4,181	4,628	4,462
	愛媛県	232,726	278,691	320,078	351,990
高齢化率 (%)	伊方町	23.6	28.3	34.2	36.9
	愛媛県	15.4	18.5	21.4	24.0

		平成22年	平成27年
総人口 (人)	伊方町	10,882	9,626
	愛媛県	1,431,493	1,385,262
高齢者人口 (人)	伊方町	4,247	4,150
	愛媛県	378,591	417,186
高齢化率 (%)	伊方町	39.0	43.1
	愛媛県	26.4	30.1

要支援・要介護認定者数

	平成12年度	平成15年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
要支援	118	199	195	251	344	314
要介護1～5	531	519	608	537	584	666
計	649	718	803	788	928	980

※ 各認定者は、4月1日現在の事業状況報告書

この高齢化現象は、過疎化による若年層の流出及び少子化が最大の要因であり、今後も人口の流出とともに高齢化が進むものと予測される。また、寝たきりや認知症等介護が必要になる高齢者等の割合も増加する傾向にある。

一方、これらの高齢者を支える状況を見れば、高齢者とその子供との同居率は低下し、高齢者だけの世帯が増加しており、今後も核家族化の進展や女性の社会進出により、家庭における家族介護力は低下していくものと思われる。

これらのことから、高齢者は介護が必要になったとき、住み慣れた在宅での生活を理想とするものの、家族介護だけに頼ることができない状況にあるため、介護サービ

スを受けたいと思う意識が高まるものと考えられる。しかし、その反面、施設入所を希望しても入所待機者が増加しているのが現状である。

平成 12 年度から、利用者が自らサービスを選択する介護保険制度がスタートし、利用者、サービス提供事業者も増加し、高齢者保健福祉事業の中核的な制度として定着してきており、その役割は益々増大していくと思われる。この制度をより利用しやすい身近なものにしていくためには、利用者本位のサービスが提供されるように、サービスの質の向上への取り組みや、サービスが適切に利用出来るための権利擁護の仕組み等を整備する必要がある。

また、高齢者が健康で生きがいを持ち、いきいきとした生活を送るためには自ら健康づくりに努めるとともに、高齢者の社会活動や生涯学習活動等の生きがいづくりを推進していくことが重要であり、このことが介護を必要としない元気な高齢者を生み出していくことに繋がるものと考えられる。今後は、制度の充実や介護サービス基盤の整備を図ることはもとより、介護を要する高齢者や障がい者に対しては、生活の質を高めることが大切なことから、地域包括支援センターなどを中心とした地域ケア体制の強化による在宅支援の充実とともに、地域の協力のもと自立生活に向けた支援体制の充実を図る必要がある。

さらに児童福祉については、児童の主要な生活の場は家庭であり、家庭における養育責任は重要である。核家族化、少子化に伴う過保護、過干渉さらには放任家庭の増加、地域の連帯感の衰退等児童を取り巻く環境は本町においても変化している。

しかし、将来を担う児童の健全育成を図ることは地域社会の大きな役割であり、これまでも母と子の健康対策、家庭教育環境の充実、育児うつや児童虐待防止対策等を推進してきたところである。

本町では、過疎化の進展、少子化に伴い児童数の減少は著しいものがあり、保育所 6 施設の維持運営にも支障を来す状況である。

しかしながら、共働き家庭が増加する中で、子育ての悩みや不安を抱えた保護者を支援していくためには、子育て支援や保育サービスの果たす役割は重要である。今後は保育環境の向上を目指し、保育施設の適正規模と適正配置に努め、多様な保育サービスの実施と保育施設における子育て支援機能の充実を図る必要がある。

保育所の設置状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

保育所名	定員	在籍児童数	職員数	備考
伊方保育所	120	68	19	
九町保育所	30	15	6	
大浜保育所	30	11	7	
三机保育所	30	15	6	
大久保育所	30	8	5	
三崎保育所	45	30	10	
計	285	147	53	

（2）その対策

高齢化により健康を維持し、生きがいをもって、誰もが安心して地域で暮らしていけるまちづくりに努めるとともに、少子化が進む中、町内で子どもを産み、安心して育てていける環境づくりのための子育て支援の充実を図る必要がある。

人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向け、県及び他市町村等との連

携のもと、取り組みを進める。

①高齢者保健・福祉対策

○町内各地域で生活が続けてきた高齢者が、今後も自宅での生活を中心に、自立した日常生活が続けられるよう、医療、保健、福祉、地域活動、介護、公共施設・住宅などの各方面からの施策展開（地域包括ケア）を進め、その中で、特に医療と介護の連携を強化し、高齢者にとって暮らしやすい地域社会づくりを目指す。

○要介護認定を受けた高齢者が、希望する生活のため必要と考えられるサービスや支援を受けられるよう、ニーズを充足できる介護保険サービスを質、量の両面にわたり維持、確保、提供していく体制を推進する。

○認知症対策として、早期発見・早期対応に努めるとともに、家族介護者の負担軽減に向けた取組や支援体制の確立、支援に必要な人材の確保・育成に努める。

○障がいのある人もない人も、ともに助け合える地域社会づくりを目指すとともに、安心して利用できるサービス提供体制の確立や障がい者に対する思いやりや理解、配慮の促進を図る。

②児童その他の保健・福祉対策

○保護者の就労形態やライフスタイルの多様化への対応を図りながら、子どもの健全育成に向けて、町内保育所における保育内容の充実に努める。

○保護者が精神的に安定することが子どもの健全育成に必要であることから、子育ての不安や悩みを軽減し、楽しく感じられるよう、検診や訪問指導、相談などの機会を通して子育て不安の解消に努める。

○希望する人数の子どもを、安心して産み育てることができるよう、子育ての経済的負担の軽減を図る。

○福祉教育や多世代交流などを通じて、町民のボランティア意識を醸成しながら、地域福祉に大きな役割を果たすボランティアグループの育成に努め、住民主導による地域社会の実状に応じたきめの細かい組織活動の充実に努める。

○安否確認、健康チェック、医療・福祉情報の提供など、1人暮らしの世帯などへの自立支援、在宅福祉の充実に努める。

○地域福祉活動の担い手である社会福祉協議会の組織体制の充実に努め、育成支援事業体制の強化に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 高齢者等の保健・福祉の向上及び子育て環境の確保	(9) その他	総合福祉センター整備	町	
		在宅高齢者共同生活支援施設整備事業 (グループホームよろこび大久)	町	
		認知症グループホーム整備事業	町	
		特別養護老人ホーム改修事業 (青石寮) 空調設備更新、備品購入	八幡浜 地区施設事務 組合	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(老人福祉施設、社会福祉施設、保健施設、児童福祉施設)

法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図る。

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

急激な人口の高齢化に伴う介護問題等の顕在化、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、町民の医療に対するニーズの多様化など医療を取り巻く環境は変化してきており、この傾向は今後も続くものと思われる。

町内には、直営診療所が3施設あり、その内入院施設を有しているのは瀬戸診療所のみで、高度な医療機器による検診や軽微な手術、一時的な入院などが可能となっている。他の2診療所においては、建物等が老朽化しており、施設の改修及び医療機器の整備を促進して、診療体制及び医療機能の充実を図る必要がある。

この他に、町内には入所型の福祉施設が4施設、民間の医療機関が2施設、歯科については、民間の医療機関が4施設あり、これらの医療施設によって地域住民への医療サービスを実施している。

入院施設を有している瀬戸診療所は、19床を保有しているが、高齢者の一時的な入院医療の必要時についても町外の医療機関を紹介せざるを得ず、二次医療圏に依存しているのが現状である。

これらに対応するため、診療所医師がかかりつけ医として定着するプライマリー・ケアの充実を図るとともに、医療施設の機能及び役割分担を基に医療施設間の連携を推進することで、地域性に配慮した医療サービスの提供が必要である。

一方、高齢化社会の進展に伴い、終末期医療のあり方が問われている中、慢性疾患、末期の患者、難病の患者、高齢者の患者を中心に自宅において家族と日常生活を送りながら医療サービスを受けることを希望する患者が増えてきている。

これに対応するため、入院治療後の在宅復帰を果たす「通過型施設」として、入院施設の療養病床の果たす役割が増大している。しかし、町内にはその施設は4床あるだけであるため、保健センター、地域包括支援センター、デイサービスセンターとの連携を図りながら、医療、福祉、保健が一体となった在宅医療の提供に努める必要がある。

また、医療ネットワークシステムの導入を促進し、福祉人材情報、介護保険の利用に関する情報など医療情報データベースの構築を図り、情報の共有による医療機関相互の連携を推進し、情報通信技術を活用した地域福祉推進体制づくりを進める。

本町は、3集落に直営診療所、1集落に出張診療所を設置しており、2集落で2施設の民間医療施設があるだけで、他の集落は医療機関がない状態で、一般外来診療と出張診療を中心に町内全域をカバーして診療業務を行っている状況である。

このため、在宅寝たきり高齢者等に対する訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリの実施などについても在宅医療の展開に向けた整備を図るとともに、看護師等の医療スタッフを確保し、地域住民のニーズに的確に対応したきめ細かな保健・医療サービスの提供が必要である。併せて交通機関として機能している地域巡回バスと連携して民間の医療機関を含め、受診しやすい環境づくりに努めていき、また地域で対応出来ない重篤患者のための緊急医療整備を図る。

住民一人ひとりがそれぞれの地域で安心して医療サービスを等しく受けることが出来るよう医療提供体制の整備に努め、身近な医療機関で検査や軽微な手術、一時的な入院などの医療を受けることができ、医療機関が保健分野など関係機関と連携を図りながら、慢性疾患の指導等、予防面についての事業展開も求められており、安心してゆとりある生活を創造するため在宅での生活を重視

し、保健センター、地域包括支援センター、デイサービスセンター等の施設を中心に、様々な保健福祉サービス等の提供基盤を確立する。

また、町内には眼科及び耳鼻咽喉科等の特定診療科はなく、八幡浜・大洲の二次医療圏に依存している状況である。今後も特定診療科に係る施設整備は期待できず、広域医療圏における連携強化を図る必要がある。

(2) その対策

在宅医療などの積極的な推進を図るとともに、患者ニーズに対応した医療の提供及び診療所経営の安定化が必要となる。

県及び他市町村等との連携のもと、安定的な医師の確保と身近な診療所での質の高い安心・安全な医療の提供に努める。

①医療機関のない集落に対する対策

○医療機関のない集落の患者に対する出張診療と通院患者に対する地域巡回バス利用等の交通手段の確保を行い在宅医療の充実に努める。

○入院施設と保健福祉等関係施設との連携を図り、患者輸送体系の確保に努める。

○巡回検診、人間ドック等検査機会の有効活用を促進し、疾病の早期発見、治療に努める。

○保健師、栄養士等による健康相談、健康教育等事業の充実に努め、様々な検診を実施することで疾病の早期発見、早期治療に努め、町民の健康増進を図ると同時に疾病予防や健康保持推進についても積極的に取り組む。

○医師と看護師の確保と定着を促進する。

②特定診療科に係る医療確保対策

○二次医療圏と診療所との連携強化により、過疎地域での医療の確保並びに在宅医療の充実に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 医療の確保	(1) 診療施設 (診療所)	国保診療所医療機器等整備事業 (九町診、瀬戸診、串診) 地域医療を支える診療所の医療機器等の整備・充実ににより、高度で良質な医療サービスを提供する。	町	
	(4) その他	地域医療共同教育研究・診療事業 (瀬戸診) 愛大医学部と連携することで、安定的な医師確保が可能となり、身近な診療所で質の高い、安心・安全な医療を提供する。	町	
		寄附講座の設置 (瀬戸診) 愛大に寄附講座を設置することで、診療支援による安定的な医師確保が可能となり、身近な診療所で質の高い、安心・安全な医療を提供する。	町	
		一次救急休日・夜間診療所事業 休日や夜間の一次救急(比較的軽症で入院治療を要さないもの)の確	町	

		保により、暮らしの安心感の向上を図る。		
		病院群輪番制運営委託事業 休日や夜間の二次救急（入院治療を要するもの）の確保により、暮らしの安心感の向上を図る。	町	
		小児在宅当番医運営事業 休日に小児患者の一次救急（比較的軽症で入院治療を要さないもの）の確保により、子育て世代の安心感の向上を図る。	町	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

（診療施設）

施設が老朽化していく中で、長期間使用していくためには、適正な維持管理が必要になる。特に躯体に影響のある傷みを早期発見し、被害が大きくなならないうちに早期修繕することで施設の長寿命化を図る。

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ゆとりある充実した学校生活の中で、一人ひとりの個性と能力に応じた教育を行い、心身ともにたくましい児童・生徒を育成するため、少子化に対応した学校規模の適正化と施設の整備、教育の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が一体となった教育環境の向上を図る必要がある。

本町の児童・生徒数は昭和33年をピークに漸次減少しており、それに伴って学校の統廃合が進み32校あった学校が平成元年には24校になり、さらに児童・生徒数の減少が激しくこれに対処するため学校経営、教育効果面から学校統合を推進しており、令和2年度現在では小学校児童数282名、中学校生徒数160名となり、学校数も8校（小学校5校、中学校3校）に統廃合されている。

過疎化により児童数の減少が激しく、小学校5校のうち4校が複式学級を余儀なくされており、今後も児童数の減少により複式学級数の増加と校舎等の老朽化が考えられる。そのため、よりよい学校環境の整備、規模の適正化等が課題である。しかし、学校施設は地域の文化の核としても愛着があるため、住民の意向等を充分考慮しつつ通学的手段を確保し、長期計画と合わせて再編等を推進する必要がある。

学校統合の歴史（昭和52年以降）

年	小 学 校	中 学 校
昭和52年	松小学校・釜木小学校が二名津小学校と統合	
昭和53年	三机第二小学校が三机小学校と統合	三机第二中学校が三机中学校と統合
昭和54年	田部小学校が大久小学校と統合	
昭和55年	神崎小学校が大久小学校と統合	
昭和57年	足成小学校が三机小学校と統合	
昭和61年	小島小学校が三机小学校と統合	
平成3年	大佐田小学校が三崎小学校と統合	
平成5年	与侈小学校が三崎小学校と統合	
平成6年		三机中学校と四ツ浜中学校が統合して瀬戸中学校として開校
平成10年		町見中学校と伊方中学校が統合して伊方中学校として開校
平成12年	有寿来小学校が伊方小学校と統合	
平成15年	名取小学校が二名津小学校と統合 川之浜小学校が大久小学校と統合	
平成16年		串中学校が三崎中学校と統合
平成17年	串小学校と正野小学校が統合して佐田岬小学校として開校	
平成18年		二名津中学校が三崎中学校と統合
平成21年	豊之浦小学校が伊方小学校と統合 塩成小学校が三机小学校と統合	
平成25年	二名津小学校が三崎小学校と統合	
平成26年	佐田岬小学校が三崎小学校と統合	

平成27年	二見小学校が九町小学校と統合	
平成31年	水ヶ浦小学校が伊方小学校と統合	

近年、生活様式の多様化、余暇時間の増大、高齢化社会の到来を背景に充実した人生を送ることを目指して、学習活動や文化活動をはじめ趣味、スポーツ・レクリエーション、奉仕活動など生涯にわたって学習活動を続け、教育を高めようとする生涯学習に対するニーズが高まってきている。

本町においても、生涯学習の拠点施設として、地域住民の学習の場、コミュニティーの場として中心的役割をもつ公民館、生涯学習センターを設置し、地域に根ざした各種学級・講座など生涯学習活動を推進している。今後も、住民の多様なニーズに応えるため生涯学習推進体制の整備と学習プログラムの充実を図り、町民の生涯学習機会の拡充を図っていく必要がある。

さらに、文化の香り高いまちづくりをめざし、社会教育関係団体や青少年から高齢者まで各層にわたるグループ育成の推進を図らなければならない。

また、少子高齢化が進み、コミュニティー意識が年々希薄化し、地域の活力（活動）が低下していることから、地域住民の連帯意識を育てる拠点としての自治公民館活動の充実にも努めながら、自治意識を高め心豊かなふるさとづくりを推進する必要がある。

余暇時間の増大、健康づくり、スポーツ志向の高まりにより、本町においてもスポーツ・レクリエーション活動は、年々高まってきており心身共に健全な育成を目指した社会体育の振興を図ることは重要な課題となっている。本町の社会体育施設は、温水プールを備えたスポーツセンター、夜間照明を完備した野球場、テニスコート、多目的グラウンド、武道館や総合体育館が整備されており、各種スポーツサークル等を中心とした活動が行われ、体力の維持増進だけでなく町民相互のふれあいの場ともなっている。

今後も、町民の健康と体力づくりの関心は益々高まり、スポーツ人口はさらに増加すると思われ、スポーツ人口に対応できる指導者の育成をさらに推進し、いつでも、だれでも楽しめるスポーツ環境を整えていくことが必要である。

(2) その対策

家庭・地域と一緒に次代を担う人材（人財）の育成を図り、「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校教育を通じて、郷土をより深く愛する心を育成する教育に取り組む。

また、心身の健康増進につなげる生涯スポーツの普及を図る等、県及び他市町村等との連携のもと、地域の新しい文化創造につなげる環境づくりを推進する。

①学校教育

○学校規模の適正化と教育効果の向上を図るため、小学校・中学校の統合も含めた、よりよい環境づくりに努める。

○地域の実情を考慮して、通学手段であるスクールバス等の確保に努める。

○地域に開かれた学校づくりを推進するとともに学校施設整備を充実し、教育環境の向上に努める。

○児童、生徒の一人ひとりに「生きる力」と「豊かな心」が生まれるよう、複数名指導（ティームティーチング：TT）の拡充と教職員の創意工夫によるわかりやすい授業に努める。

○高校、専修学校、大学等上級学校への進学率向上に伴う経済的負担軽減のため、奨学資金制度の活用促進を図る。

②社会教育

○住民の多様なニーズに応えるため、生涯学習に関する調査・研究を進めるとともに生涯学習推進計画を策定し、生涯学習プログラムの充実及び学習機会の拡充を図る。

○社会教育関係団体等の自主グループ活動の育成を図る。

○生涯学習の拠点である生涯学習センター、各公民館の機能の充実と利用の促進を図る。

○自治公民館の推進体制の整備とコミュニティーリーダーの育成を図る。

③社会体育

○生涯学習の一環として、町民一人1スポーツを推進し、町民総ぐるみの健康づくり運動を展開し、スポーツ人口の拡大を図る。

○地域住民が気軽に楽しむことのできる身近なニュースポーツの推進を図るとともに、スポーツ推進委員、スポーツ推進員、体育協会、グループ活動のリーダー養成を図りながらスポーツによる地域間交流を図る。

○既設のスポーツ施設の改修・修繕等、維持管理を計画的に実施し、利用者が快適に使用でき、充実した施設整備に取り組む。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 (スクールバス)	スクールバス整備事業（更新） 10人乗り3台、15人乗り1台、26人乗り1台、29人乗り1台	町	
	(1) 学校教育関連施設 (体育館)	小中学校体育館改修事業 照明設備LED化改修 空調整備他	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(学校施設)

長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに 学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向、適正な通学区の設定、地元への影響等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進する。

(給食施設、教職員住宅)

効率的な維持管理に努め、保全の考え方により、優先度を踏まえ計画的に修繕等を実施し、長寿命化を推進する。

(社会教育施設)

建築物の定期点検を適切に推進します。現況調査を行い、施設の劣化状況を把握し、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図る。また利用者との連携を図り、施設設備の安全確保にも努める。

(体育施設)

現況調査を行い、施設の劣化状況を把握し、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図る。また、利用者との連携を図り、施設設備の安全確保にも努める。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

豊かな自然に恵まれた本町には、国指定天然記念物「三崎のアコウ」をはじめ県指定天然記念物「ナギ」・「須賀の森」や有形文化財、無形民俗文化財、史跡等伊方町の歴史を伝える文化財が多く残されている。これらの文化財を保存・保護し、後世に伝えることは文化行政に課せられた義務である。

文化財に対する住民の認識を一層深めていくと共に、学術的な調査・研究を精力的に進め、保存を図るための専門的知識を有する人材を養成する必要がある。

また、町内の各地域には、伝統的な祭りや催事など固有の地域文化が数多く残されているが、少子高齢化の進展等による地域活動の低下から祭り行事をはじめ伝統文化の存続が課題となっている。地域のふれあいの場となり、地域コミュニティの増進に寄与しているこの伝統を郷土独自の文化として大切に守り、次世代に伝えていくため若年層への普及・継承を図るとともに、活動団体を支援し後継者の育成を図る必要がある。

(2) その対策

佐田岬半島の文化と歴史を継承し、新しい文化の創造につなげる環境づくりに向けて、県及び他市町村等との連携のもと、計画的な施策を推進する。

○文化財に対する町民の関心と保護意識の高揚を図るとともに、民俗資料・歴史資料等の収集と保存・整理に努め、調査に基づいた展示その他の普及交流事業に資するべく、佐田岬半島博物館（仮）の整備事業を推進する。また、魅力ある美しい景観の保全を推進し専門的人材の育成を図る。

○地域での伝統的行事の存続に努め、新しい文化活動が創造されていくよう地域との連携を深めながら支援体制の強化を図る。

○文化団体の育成強化に努めるとともに、文化活動を通じた交流の場の拡大や、文化祭・展示会を実施するなど発表の場を提供し、活動意欲の喚起とサークル活動等の活性化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	佐田岬半島博物館（仮）整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(社会教育施設)

建築物の定期点検を適切に推進する。現況調査を行い、施設の劣化状況を把握し、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図る。また利用者との連携を図り、施設設備の安全確保にも努める。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は宇和海、伊予灘沿岸の限られた平坦地に 55 地区が点在しており、集落相互間及び集落内部は国道、県道、町道によって連結されている。

過疎化の進展とともに人口・世帯数の減少が続いており、昭和 55 年の国勢調査を起に右肩下がり年々減少し、令和 3 年 3 月末現在では 4,499 世帯となっている。人口においても昭和 40 年にはおよそ 26,000 人だったが、出生率の低下などにより人口も 8,817 名となっている。また、少子高齢化が全国平均よりも進んでおり、特に高齢化率は 47.50% (4/1 現在) となっている。

小規模な集落においては集落の生活、生産等の機能の維持が困難な状況となっており、若年層の流出を防止するとともに集落内部の生活道路など公共施設を整備し、地域の居住環境の向上を図る必要がある。

また、転出等による廃屋の老朽化は住民の安全や環境美化の面でも大きな問題となっている。集落の再編成についてはさまざまな問題があり、画一的に推進することは困難であるが、今後も進展が予想される過疎対策上においては重要な課題である。

世帯数の推移

年 度	世帯数	備 考
昭和45年	6,299	国勢調査
昭和50年	6,151	〃
昭和55年	6,262	〃
昭和60年	6,091	〃
平成 2年	5,993	〃
平成 7年	5,760	〃
平成12年	5,521	〃
平成17年	5,183	〃
平成20年	5,046	〃
平成22年	4,884	〃
平成27年	4,488	〃
令和2年	4,499	住民基本台帳より

(2) その対策

定住環境として生活道路網の整備と交通機関の充実等は引続き大きな課題であることから、県及び他市町村等との連携のもと、計画的な取り組みが必要となる。

○定住するために必要な住宅・宅地を整備することにより、増加傾向にある U・I・J ターン者にも対応できる集落機能強化を推進する。

○道路網の整備、交通手段の確保、情報伝達施設の整備、その他公共施設の整備を充実し、集落機能の円滑化と生活機能の充実を図るとともに、老朽化した危険廃屋の解体に要する経費の助成を行い景観及び住環境の向上、町民の安心安全を図る。

○豊かな自然環境や歴史的、文化的資産を活用し集落住民の自発的な創意と工夫により地域間交流、都市交流を促進し、集落の活性化を図るとともにふるさとづくりを推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	空き家解体経費助成事業 空き家の解体・撤去費に要する経費の一部を助成し、景観と住環境の向上と町民の安心安全の確保を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(住宅)

老朽化した町営住宅について、計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ります。長寿命化計画に基づき修繕・改善することにより、ライフサイクルコストを縮減する。

(道路)

橋梁、トンネル等については5年に1回、近接目視による点検を行います。舗装、照明柱等は点検結果により、経年的な劣化に基づく適切な更新年数を設定し、更新することを検討する。施設の重要度や健全度等から優先順位を決め、計画的に修繕・更新等を実施する。

(集会施設)

予防保全的な維持管理や修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

(社会教育施設)

建築物の定期点検を適切に推進する。現況調査を行い、施設の劣化状況を把握し、修繕方法や実施時期を検討し、計画的に修繕・更新を実施することにより長寿命化を図る。また利用者との連携を図り、施設設備の安全確保にも努める。

10. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町は、急峻な地形で小規模の集落が点在していることから、定住環境として生活道路網の整備と交通機関の充実が引き続き大きな課題であり、運行を開始した地域巡回バスの更なる利便性の向上に取り組む必要がある。

人口減少に伴い「空き家」の増加も予想されることから、良好な生活空間を維持し、定住人口の減少抑制につながる空き家対策の成果を上げる必要がある。

また、まちづくり人財育成塾の開設、地域おこし協力隊の導入等継続事業の推進により、地域の活性化と人材確保につなげるとともに、移住・定住・地域間交流の促進を図る必要がある。

(2) その対策

快適な暮らしの実現に向けて県及び他市町村等との連携のもと、計画的な社会インフラ整備を推進するとともに、より暮らしやすい定住環境を目指す。

また、公営住宅の計画的な改修や住宅供給の拡充を通じて住環境を整えるとともに、移住を実現する受け入れ体制の構築により、転入、移住、定住を実現できる環境づくりを推進する。

①住環境の充実

○地域巡回バスの利便性向上を図り、定住環境としての生活道路網の整備と交通機関の充実を推進する。

また、良好な生活空間を維持し、定住人口の減少抑制につながる空き家対策に取り組む。

②U・I・J ターン移住促進

○U・I・J ターン向けに体験住宅や体験メニューの整備を進め、住宅用地の確保、公営住宅の改修、空き家を活用した民間住宅の確保など、住宅政策を計画的に進める。

また、まちづくり人財育成塾の開設等継続事業の推進により、地域の活性化と交流、人材確保につなげるとともに移住・定住の促進を図る。

③地域間交流の促進

○教育と連携した体験型、滞在型交流拠点施設の整備を図り、都市との交流を推進し、交流人口の拡大を図る。また、国際交流活動の活性化に向けて、国際交流協会の組織体制の強化を図り積極的な国際交流活動を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住定住促進空き家活用住宅整備事業 空き家の住宅改修を行い、町外移住者へ貸付	町	
		移住者住宅改修補助事業 町外からの移住者の住宅改修補助金の支給	町	
		定住促進奨励金事業 町内在住者への住宅新築・改修奨励金の支給	町	

		移住定住促進協議会事業 移住定住促進協議会活動への補助	町	
	(3) 人財育成	元気わくわく事業 任意団体等が行うまちづくり事業に対する補助	町	
		奨学金返還支援事業 町内に定住し、認定を受けた事業所に常勤として雇用される者に対して補助金を支給	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(住宅)

老朽化した町営住宅について、計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ります。長寿命化計画に基づき修繕・改善することにより、ライフサイクルコストを縮減する。

1 1. 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現況と問題点

本町では、新たな再生可能エネルギーの導入・利用促進といった「エネルギー構造転換」に向けた取組の推進や町民の理解促進を図るなど地域振興を推進することが重要であることから、平成 29 年度に「伊方町地域エネルギービジョン」を策定した。

本ビジョンにおいては、短期的かつ集中的に取り組むべき事業として、『伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」における再生可能エネルギーを活用した地域振興』及び『公共施設等における省エネ対策とエネルギーの創蓄連携によるエネルギー構造転換とエネルギー利用の高度化』を推進している。

このようななかで、上記事業を新たな雇用の促進や地域経済の向上を実現する戦略事業として位置付け、これらの事業実施の妥当性を見極めることを目的に平成 30 年度に『伊方町エネルギーモデル導入可能性調査・研究事業』を実施し、「佐田岬はなはな」における再生可能エネルギー等活用設備の導入及び地域振興効果等の検討、公共施設等における省エネルギー対策、再生可能エネルギー等活用設備導入の可能性調査を行った。

本調査結果を踏まえ、令和 2 年度においては「佐田岬はなはな」における再生可能エネルギー等活用設備の導入を行ったところではありますが、さらに再生可能エネルギーの利用拡大を通じて、より便利で安心・安全な環境づくりや地域振興が進み、魅力的で選ばれる地域社会の実現を目指すことで、直面している「人口減少」「産業の衰退」等、重点的課題の解決を図る必要がある。

(2) その対策

潜在的に有している地域資源を再生可能エネルギーに転換し、それを地域振興に活用することで、持続的かつ自立的な地域の発展につなげることが期待できる。

そのためには、県及び他市町村等との連携のもと、町内の公共施設での省エネ対策、再生可能エネルギーの活用を推進するだけでなくエネルギーの使用形態の転換を図る必要がある。

①省エネ、再エネの活用

○公共施設内では、電気設備を省エネルギー効果の高い機器へ改修することで電力使用量を減らし、屋外に太陽光発電設備を導入し、建物内で再生可能エネルギーを活用して電力自給率の高い施設へと転換を図る。

○建物外では、町有遊休地に太陽光発電設備を導入し、町営風力発電設備を含めて発電した電力を自己託送により公共施設へ送電し、エネルギーの地産地消を図る。

○太陽光発電設備と合わせて蓄電池を導入することで、平常時には公共施設への電力供給のほかに地域振興等に活用し、非常時には避難所の非常用電源として町民の安全安心な暮らしを支える。

(3) 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	太陽光発電設備設置工事 (伊方中学校) 太陽光発電設備、蓄電池設置	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(学校施設)

長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図るとともに学校規模の状況、児童・生徒数減少の動向、適正な通学区の設定、地元への影響等、諸条件を総合的に判断し、安全で快適な教育環境の整備を推進する。

1 2. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

社会経済活動の広域化にともなって、町民の日常生活の行動範囲は、町の行政区を越えて広がり、日常生活圏を対象とした広域的な行政の対応が要求されるようになってきた。これまでも消防救急施設、福祉関連施設、し尿・ゴミ処理施設等の整備を広域連携で推進してきたが、今後も更に効率的な行政運営を図るため、各市町と連携した施策を展開する広域行政機能の充実を図る必要がある。

(2) その対策

八幡浜・大洲地方拠点都市地域整備の推進、魅力ある雇用の場の創出、観光・レクリエーション施設及び地域間交流施設の整備、ゴミ処理体制の確立、高度情報化社会に対応したシステムの確立等県及び他市町村等との連携のもと、相互機能を図り、広域的施策の展開を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

【管理の基本方針】

(廃棄物処理施設)

安定的な稼働のため、設備の定期的な点検調査の実施等に基づく計画的な補修・整備により、長寿命化を推進する。

(老人福祉施設)

法定・日常点検の適切な実施により施設の劣化・故障を早期に発見し、構造躯体に与える影響の度合いや、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図る。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 (第一次産業)	新規就業者支援対策事業（農業） 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する。	町	本事業による効果が将来にわたり継続される施策
		新規就業者支援対策事業 農業・漁業従事者の高齢化や後継者不足などにより、農業・漁業が衰退し、農業においては耕作放棄地の拡大が懸念される中、新たな担い手を確保することにより第一次産業の振興・活性化を図るため、新規就業者に就業補助金を助成する。	町	
		労働環境整備事業（トイレ整備） 繁忙期の労働力不足は深刻であり、近隣生産地とのアルバイトの奪い合いが生じているため、山間部にトイレを整備して差別化を図り労働力の獲得につなげる。	町	
		中山間地域等直接支払 中山間地域の生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を支援する。	町	
		産業振興対策事業 急傾斜園地が大半であり、柑橘の集出荷や資材等の運搬においては単軌道に頼らざる得ない状況であり、農業の活性化を図るためには、単軌道の整備は必須となる。また、高付加価値農業のための灌水	町	

		施設整備を行い農業経営の安定、競争力のある産地づくりにつなげるとともに、産業振興の推進及び経済の活性化を図る。	
		鳥獣被害対策事業 近年、鳥獣被害（イノシシ、ハクビシン等）が深刻であり、農作物被害も増加しているため、鉄筋柵、電気柵の設置費用の助成を行うとともに、捕獲に対する報奨金を支出し、捕獲圧を高める。また、狩猟免許取得等に係る費用の助成を行い、捕獲体制の強化を図る。	町
	過疎地域持続的発展特別事業 (商工業・6次産業化)	つくり育てる事業 水産物の漁獲高が年々減少の一途をたどっていることから、専門家による環境調査を行い、計画的なアワビの稚貝・稚魚の放流を継続することにより、漁業資源の安定と漁業所得の向上を図る。	町
3 交通施設の整備、交通手段の確保及び情報化	過疎地域持続的発展特別事業 (その他)	町営バス事業 民間バス路線の便数減を補完するための町独自の交通体系を充実させ、住民の移動に関する利便性向上を図る。	町
9 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	空き家解体経費助成事業 空き家の解体・撤去費に要する経費の一部を助成し、景観と住環境の向上と町民の安心安全の確保を図る。	町